

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

平成29年7月末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
168	197	6	371

第3章 強制徴収公債権

第2 市税

第2の1 個人市民税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
1 指摘 【実地調査】 「暴力団関係者」や「風俗店従業員」などを例外とするマニュアルの記載を早急に改正すべきである。 【改善報告】	マニュアルを改訂し、例外とする記載を削除した。	○	財政部	市民税課	3214	497
2 意見 【特別徴収義務者の指定の推進】 平成30年度以降も、特別徴収事業者指定の推進に取り組むことが望ましい。	平成30年度も指定の推進に取り組み、それ以降の年度も県の方針に従っていく予定である。	○	財政部	市民税課	3217	497
3 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 「特別徴収実施困難理由届出書」及び「対応願末について」と題する書面には、岐阜市税条例第42条の6の第何号に基づいて特別徴収義務者の指定の取消をするのかを記載すべきである。	両書面には、岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の規定に基づく旨を記載した。	○	財政部	市民税課	3217	497
4 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 岐阜市税条例第42条の6第1項第8号の「必要があると認めるとき」の該当性を判断する基準を定めるべきである。	具体的に該当性を判断する基準の作成については検討中である。	△	財政部	市民税課	3217	498
5 指摘 【特別徴収義務者の指定の取消】 書類回付ではなく、実際に、合議して、特別徴収義務者の指定の取消を決定すべきである。また、合議の内容を議事録として記録に残すべきである。	合議の上で決定をして、内容を議事録として記録に残すことについて検討中である。	△	財政部	市民税課	3217	498
6 指摘 【刑事告発の検討】 特別徴収義務者の未納事業者のうち、納付意思もなく、滞納処分の実効性もない悪質な事案については、地方税法第324条第3項に基づいて刑事告発を検討すべきである。	県や他都市の事例を調査する予定である。	△	財政部	税制課	3201	498
7 指摘 【減免】 市税条例第44条第7号の適用が問題となる場合は、書面回付ではなく、合議により、減免の適否及び割合について、決定すべきである。また、合議の結果を議事録等の記録に残すべきである。	該当事例があれば、判定会議を開き議事録を残すことにした。	○	財政部	市民税課	3214	498
8 指摘 【不服審査への対応】 課内での協議結果については、記録に残すべきである。	課内での協議結果について会議録を作成して記録に残すことにした。	○	財政部	市民税課	3220	498

第2の2 法人市民税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
9 指摘 【未登録法人の捕捉】 事業所税申告のための「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」のほか、固定資産賦課情報、保健所で管理している法人情報を活用すべきである。	固定資産賦課情報で管理している法人情報を活用するため、当該情報を入手した。今後は、当該情報をもとに、未登録法人に対し、登録を促していく。なお、保健所で管理している法人情報は、固定資産賦課情報に包含されている。	○	財政部	市民税課	3223	498

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

10 指摘 【均等割における従業員数の確認】 少なくとも45人以上の従業員数である法人については、岐阜県と協議して、毎年一定数の法人について、従業員名簿や貸金台帳などの裏付資料を確認すべきである。	岐阜県と協議した結果、岐阜県では対応せざとなったが、岐阜市は対応していく予定である。	○	財政部	市民税課	3223	498
--	--	---	-----	------	------	-----

第2の3 事業所税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
11 指摘 【免税点(従業員数)の要件の調査】 毎年、一定の事業所数を決めて、従業員名簿や貸金台帳などの裏付資料を提出させるなどして、申告の適正を確認すべきである。	対象法人を選定した。今後は、選定法人に対し、資料提出を促していく。	○	財政部	市民税課	3223	499

第2の4 固定資産税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
12 指摘 【償却資産税の申告拒否】 申告を拒否する業者に対しては、罰則(地方税法第386条)の適用を検討すべきである。	県下の都市税務主管課長会議、担当者会議の議題として提案するなど、他都市の状況を調査、検討することとする。「償却資産申告の手引」に地方税法386条について記載し、罰則規定の周知を図っている。	○	財政部	資産税課	3234	499
13 指摘 【償却資産税の実地調査】 質問検査権を行使し、質問検査等を拒否する事業者に対しては、罰則(地方税法第354条)の適用を検討すべきである。	県下の都市税務主管課長会議、担当者会議の議題として提案するなど、他都市の状況を調査、検討することとする。また、「実地調査依頼文」と「償却資産申告の手引」に地方税法354条について記載し、罰則規定の周知を図っている。	○	財政部	資産税課	3234	499
14 指摘 【償却資産税の実地調査】 毎年、何件か、償却資産係において、現場視察を実施すべきである。	今まで実地調査は書面提出か現地調査の選択制にしていたが、平成29年度より現地調査を開始し、事業所において帳簿の確認及び資産の確認を行っている。	○	財政部	資産税課	3234	499
15 指摘 【償却資産税の推計課税】 国税の資料をもとに、賦課課税することを検討すべきである。	償却資産は申告制につき申告書の提出を求めるが、再三の提出依頼にも応じない場合に、国税資料等により所有が明らかであれば、相手方に確認の上、賦課することとする。	○	財政部	資産税課	3234	499
16 指摘 【不服審査への対応】 課内で合議したのであれば、その協議結果についても、記録に残すべきである。	庁内、課内での合議内容を会議録として記録し、課内で情報共有することとした。	○	財政部	資産税課	3231	499

第2の6 軽自動車税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
17 指摘 【免除申請の添付書類】 「軽自動車税の免除申請及び現況届について(通知)」と題する書面には、2年目以降の申請においても、免除を必要とする事由を証明する書類を添付させるべきである。	岐阜市税条例第100条第2項に規定する免除を必要とする事由を証明する書類については、初回申請時に確認し、以降は継続申請に限り、3年に1度書類を確認しているのが現状である。これは、第一に納税義務者の手続きの負担の簡略化を目的とし、添付すべき書類が、短時間で内容に異動が生じるものではないこと、3年に1度確認することにより継続されていた履歴も確認できることを理由として実施している。今後は他市の状況も調査した上で判断する予定である。	△	財政部	税制課	3205	499
18 意見 【第二次納税義務】 所有権留保の場合、第一次納税義務者である買主に対する滞納処分も実効性がない場合、第二次納税義務者である売主に対する納入の通知、督促、催告、滞納処分を実施することが望ましい。	所有権留保車両の売主に対して、第二次納税義務を負わせる判断基準について納税課と協議し、その後、事務取扱についてマニュアルを作成する予定である。	△	財政部	税制課	3205	499

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施済 措置を講じないことを決定したもの

第2の7 市たばこ税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
19 指摘 【申告内容の確認】 岐阜県など関係機関とも協議の上、製造たばこの製造者、卸売販売業者の本店及び支店への立入調査や、申告書の裏付資料を徴求して、申告書の記載本数と照合することを検討すべきである。	管轄の税務署、岐阜県や名古屋市をはじめ、数件の中核市や近隣市に立入調査の実施の有無について問い合わせたところ、実施している機関は無かった。今後は他市の状況も調査した上で判断する予定である。	△	財政部	税制課	3205	500

第2の8 入湯税

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
20 指摘 【課税免除】 日帰り入湯についても、課税免除とするのであれば、岐阜市税条例第146条の2を改正して、その旨、規定すべきである。	平成29年6月議会にて条例改正済みである。	○	財政部	税制課	3205	500
21 意見 【立入調査】 臨時の立入調査を設けたり、実施時期を随時にしたり、毎年、半数ずつ順番を入れ替えて実施したりするなど、立入調査時期を固定しないようにすることが望ましい。	立入調査時期を固定しないようにすることを関係機関に説明し、今後の対応を検討する。	△	財政部	税制課	3205	500

第2の9 滞納整理

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
22 指摘 【滞納削減アクションプラン】 平成27年度滞納整理実施計画書で宣言したとおり、「市税滞納削減アクションプラン」を策定し、岐阜市ホームページに公開すべきである。	平成29年度から31年度を期間とするアクションプランの策定に向け、課内で素案を元に検討している。ホームページの公開については内容を精査したうえで方針を決定する。	△	財政部	納税課	3265	500
23 意見 【納付相談記録】 納付相談については、「収支・財産状況について」という書式を、できる限り多くの納付相談者に使用することが望ましい。	窓口に来庁された納付相談者について、「収支・財産状況について」の様式を用いて聞き取ることを推奨しており、常設するなど活用しやすい環境を整備する。	○	財政部	納税課	3265	500
24 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。 【改善報告】	平成28年度から納期限後20日以内に発付している。	○	財政部	納税課	3265	500
25 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。また、②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	501
26 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。また、②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	501
27 指摘 【滞納処分】 預金債権のほか、給与債権や売掛金債権などに対しても、滞納処分を積極的に実施すべきである。第三債務者が、調査に回答しない場合や滞納処分に協力しないと回答している場合でも、滞納処分を実施すべきである。仮に、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払いがない場合は、取立訴訟の実施を検討すべきである。	滞納処分については、換価が容易なことから着手しているが、完納に繋がりにくい給与、売掛金についても積極的に差押えを行うこととしている。第三債務者の回答については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。滞納処分後に第三債務者からの支払いが遅延する場合には督促などを行っており、取り立てを行えている。支払いがない場合には取立訴訟についても検討が必要と考えている。	△	財政部	納税課	3265	501

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

28 意見 【死亡者課税】 「共有・死亡者課税及びそれに係る滞納処分」についての検討会に基づく検討結果を整理し、速やかに、賦課変更などを実行することが望ましい。また、死亡者課税の賦課変更などについての要綱、マニュアルも、できるだけ早期に、整備することが望ましい。	平成28年度には、着手可能な案件について賦課替え、納税承継等を行っている。 課税事務については、現に所有する者への賦課替えについて、「納税課からの依頼による賦課替えマニュアル」を作成し、速やかに対応できる体制を整えた。 平成29年度からはより積極的に死亡者課税への対応を実施しており、資産税課への働きかけを行うとともに、相続人調査の結果により賦課替え、納税承継及び執行停止のケースに分けて対応を行っており、納税課のマニュアルについては整備中である。	△	財政部	納税課 資産税課	3265 3231	501
29 指摘 【相続人に対する請求】 滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している市税を請求すべきである。	特に固定資産税など死亡後も資産の所有者登記が変更されず死亡者のまま課税が続けられている案件に着手するよう心掛けている。	△	財政部	納税課	3265	501
30 意見 【官報情報の共有】 納税課が中心となって、官報公告の情報共有体制を築き、岐阜市の債権について漏れなく、債権の届出ができる体制を整えることが望ましい。	国保・年金課、介護保険課、福祉医療課については、官報掲載情報の共有を行っており、今後は全庁的確認できる提供方法について検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	501
31 意見 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、納税課を中心にして滞納者の税務情報を共有する体制を築くことが望ましい。	法解釈の整理、共有方法の検討等、課題が多いため、他課と協議を行い、実施に向けて検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	502
32 意見 【税務情報の共有】 税務情報を含む個人情報の取得及び目的外利用について滞納者の同意を取得しているのであれば、納税課は、非強制徴収公債権の担当者又は私債権の担当課(担当係・担当者)に対し、税務情報(国税徴収法に基づく調査の結果、把握している資産情報や滞納情報を含む。)を提供することが望ましい。	法解釈の整理、共有方法の検討等、課題が多いため、他課と協議を行い、実施に向けて検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	502
33 意見 【戸籍情報の共有】 戸籍を取得して、相続人調査を実施した場合、それぞれの課に、情報提供することが望ましい。	相続人調査の情報共有の方法を検討していく。	△	財政部	納税課 資産税課 市民税課	3265 3231 3220	502
34 指摘 【消滅時効の管理】 滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分をかけるのか、徴収猶予、滞納処分の停止などの措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	単純不能欠損にならないよう、担当者ごと、月ごとの時効予定リストを作成し、適宜必要な処分を行っている。	○	財政部	納税課	3265	502
35 指摘 【延滞金の減免】 岐阜市税延滞基準第2条第2号に該当することを理由に延滞金の減免を決定する時は、会議を実際に開いて協議し、会議録を残すべきである。	減免申請様式には担当者意見を記載し、必要に応じて回議者、決裁者等に説明や意見を頂きながら組織としての総意として決定しているが、会議録を含め、協議の仕方について検討を行う。	△	財政部	納税課	3265	502
36 指摘 【行政不服審査への対応】 課内で合議したのであれば、その協議結果についても、記録に残すべきである。	今後実施される場合は記録を残すようにする。	○	財政部	納税課	3265	502

第3 利用者負担額(保育料)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
37 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	督促状を発付するため、平成30年度にシステム改修業務委託に係る経費を予算計上予定である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	502
38 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料及び延滞金を徴収できるよう、平成30年度にシステム改修業務委託に係る経費を予算計上予定である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	502
39 指摘 【滞納処分】 速やかに、「岐阜市利用者負担額滞納処分要綱」を決裁するなどして、悪質な滞納者につき差押えが実施できるようなマニュアルを作成すべきである。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、マニュアルの内容について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

40 指摘 【滞納処分】 滞納処分の実施体制を早急に整備した上、滞納処分の実施を検討すべきである。	滞納処分の実施体制を整備できるよう、検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
41 意見 【児童手当からの特別徴収】 利用者負担額を滞納している保護者等については、児童手当からの特別徴収を行うことが望ましい。	保護者の収入状況等を確認し、滞納金額を納付できる資力がある者からは、児童手当からの特別徴収を行うよう検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
42 意見 【延長保育の制限】 利用者負担額の滞納者に対しては、延長保育の利用制限を検討することが望ましい。	滞納者に対する延長保育の利用制限をすることについて課題を整理したうえでその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
43 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	他課の書式を参考に、納付相談記録の書式を作成していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
44 意見 【債務承認書の取得】 納付相談を実施した場合、分納の誓約に至らなかった場合でも、債務承認書を取得することが望ましい。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、債務承認書の様式について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
45 意見 【分納誓約書及び債務承認書の記載事項】 分納誓約書や債務承認書に、「納付しない場合」や「資産等が見つかった場合」には滞納処分を実施されても異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、様式の内容について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
46 意見 【分納誓約書及び債務承認書の記載事項】 分納誓約書や債務承認書に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	滞納処分の実施体制の整備とあわせ、様式の内容について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
47 意見 【連帯保証人の徴収】 滞納が生じている債務者については、納付相談の際などに、滞納額の支払について連帯保証人を求めることが望ましい。	保育料について連帯保証人を求めることについての課題を整理した上でその是非について検討していく。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	503
48 指摘 【徴収活動の記録化】 徴収活動の内容を逐一記録化すべきである。	全ての徴収活動の内容をシステムに記録している。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	504
49 指摘 【民間保育所に対する滞納情報の提供】 「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書」による同意の対象に、民営施設への滞納情報の提供を追加すべきである。	現状では、私立保育園にも滞納情報を提供し、納付指導を依頼しているが、守秘義務の課題が指摘されたため、平成30年度用の「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼利用申込書」に、保育施設への納付情報の提供に同意する旨の字句を追加することにより、課題を達成する予定である。	△	子ども未来部	子ども保育課	2216	504
50 指摘 【消滅時効の管理】 消滅時効の管理は、毎月の保育料ごとに、個別に管理すべきである。	毎月の保育料ごとに、個別に管理を行っている。	○	子ども未来部	子ども保育課	2216	504

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第4 道路占用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
51 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。	督促状発送対象となる調定を一週間単位で管理し、納期限後20日以内に督促状を発付するよう業務手順の改善を行った。	○	基盤整備部	土木管理課	2621	504
52 指摘 【行政不服申立ての教示】 納入通知書及び督促状において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	送付文書に行政不服申立ての教示文を明記した。	○	基盤整備部	土木管理課	2621	504

第5 水路占用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
53 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。	督促状発送対象となる調定を一週間単位で管理し、納期限後20日以内に督促状を発付するよう業務手順の改善を行った。	○	基盤整備部	土木管理課	2621	504
54 指摘 【行政不服申立ての教示】 納入通知書及び督促状において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	送付文書に行政不服申立ての教示文を明記した。	○	基盤整備部	土木管理課	2621	504

第6 国民健康保険料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
55 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。 【改善報告】	平成28年度から督促状は納期限後20日以内に発付している。	○	市民生活部	国保・年金課	2269	504
56 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	窓口に来庁された納付相談者について、納付相談記録の書式を作成し、それを用いて聞き取ることを推奨し常設するなど活用しやすい環境を整備した。	○	市民生活部	国保・年金課	2269	504
57 指摘 【納付相談】 特別療養費、療養費による充当については、必要な情報を漏れなく聴取した上で、どのような理由(基準)で、充当額を決定したのか、記録に残すべきである。	必要な情報を漏れなく聴取した上で、どのような理由(基準)で、充当額を決定したのか、記録に残すようにした。	○	市民生活部	国保・年金課	2269	505
58 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	税務情報を含む滞納者情報の取得について、総務省の見解を踏まえつつ、検討していく。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
59 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて検討を行う。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
60 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握及び決算書への注記については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて検討を行う。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
61 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査に基づいて取得した調査情報(納付原簿や滞納者との折衝記録ではない。)については、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないように別の書式等で管理するか、国保・年金課内で取り決めすべきである。	課内全員が徴収吏員であり、システムにより課外の者は閲覧できない。	○	市民生活部	国保・年金課	2269	505

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

62 指摘 【滞納処分】 滞納処分については、今後も、預金債権のほか、給与債権や売掛金債権なども、積極的に、実施すべきである。特に、給与債権や売掛金債権について、第三債務者が、調査に回答しない場合、滞納処分を実施すべきである。また、滞納処分を実施しても、第三債務者からの支払いがない場合は、取立訴訟についても、実施を検討すべきである。	滞納処分については、換価が容易なものから着手しているが、現体制においては完納に繋がりにくい給与についても差押えを行うこととしている。第三債務者の回答については、できる限り協力が得られるよう、丁寧な説明を心掛けている。支払いがない場合には取立訴訟についても検討が必要と考えている。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	505
63 指摘 【相続人に対する請求】 単身世帯や滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、戸籍調査等を行い、相続人にも、滞納している国民健康保険料を請求すべきである。	死亡した単身者等の案件に着手するように心掛けている。	△	市民生活部	国保・年金課	2269	506
64 指摘 【消滅時効の管理】 滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分をかけるのか、徴収猶予、滞納処分の停止などの措置を取るのか、方針を決定して、漫然と、消滅時効を経過させないようにすべきである。	単純不納欠損にならないよう高額滞納者等を優先し預金調査を行い預金が判明した場合滞納処分を行うなど適宜必要な処分を行っている。	○	市民生活部	国保・年金課	2269	506
65 指摘 【放棄・減免】 岐阜市国民健康保険料減免取扱要綱第2条第1項第6号を適用させるかの可否についての判断において、課内会議等でケース会議を開いたのであれば、その協議内容及び結果を記録しておくべきである。 また、ケース会議の議事録の書式を作成し、減免申請を認めるべき情報が記載されるようにすべきである。	書式を作成し、申請を認めるべき情報を記載することとした。	○	市民生活部	国保・年金課	2267	506
66 指摘 【不服審査への対応】 課内で協議したのであれば、その協議結果についても、記録に残すべきである。	今後は、協議結果を記録に残すこととした。	○	市民生活部	国保・年金課	2267	506

第7 介護保険料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
67 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。 【改善報告】	【改善報告】 平成28年度より督促状の発付時期の見直しを行い、納期限後20日以内に発付している。	○	福祉部	介護保険課	2458	506
68 指摘 【督促状の発付時期】 平成20年9月1日決裁「介護保険料における収納事務の取扱いについて」の「督促」の項目について、納期限後20日以内に督促状を発付するように改正すべきである。 【改善報告】	【改善報告】 「介護保険料における収納事務の取扱いについて」の「督促」の項目について、「市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例」の条項に合わせ、納期限後20日以内に督促を行う、との一部改正を行った。(平成29年1月27日決裁)	○	福祉部	介護保険課	2458	506
69 意見 【保険料の賦課－転入届をしない転入者】 判例の基準により、「継続的に生活の本拠を有する」場所と、住民登録上の住所とが異なる場合、転入者に「転入届」の提出を指導することが望ましい。	居住実態が住民票住所と異なる事が判明した場合は、住民票の異動について説明をし、指導を行っている。	○	福祉部	介護保険課	2458	506
70 意見 【保険料の賦課－世帯主】 「主として生計を維持する者」と、住民登録上の「世帯主」と異なる場合には、「世帯変更届」の提出を指導し、それに従わない場合は、「主として生計を維持する者」について介護保険法第132条第2項の「世帯主」と認定して、連帯納付義務を賦課することが望ましい。	「世帯主変更届」提出の指導及び住基上の世帯主とは別に、主な生計維持者を「世帯主」と認定して連帯納付義務を賦課する事は非常に難しいが、他都市の状況を調査しつつ検討していく。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
71 指摘 【保険料の賦課－不現住者に対する被保険者資格】 現場調査等を実施して、不在であることが判明した案件については、職権削除等をするよう、市民課に報告すべきである。	地主等より行方不明等の申し出があった場合は、市民課へ調査を依頼しているが、今後居所不明と推測される者は現場確認を実施し、行方不明と判明した者は、市民課へ報告を行う。	△	福祉部	介護保険課	2458	507

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

72 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。 【改善報告】	納付相談記録を紙媒体で管理する事は、保管場所の確保の問題を含め困難である。聞き取り内容と介護保険システムの折衝記録欄に記入する項目について係内で統一し、漏れが無いようチェックする方法を検討している。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
73 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	他課及び他都市の状況を確認の上、納付誓約書の様式の見直しに向け、整理中。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
74 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	他課及び他都市の状況を確認の上、納付誓約書の様式の見直しに向け、整理中。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
75 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	507
76 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを決裁書類上、確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
77 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
78 指摘 【官報情報の共有と活用】 官報公告を確認している納税課から官報情報を共有し、債権の申出をすべきである。 【改善報告】	平成28年9月1日より、納税課から官報情報の提供を受けている。	○	福祉部	介護保険課	2458	508
79 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査に基づいて取得した調査情報は、強制徴収公債権担当者以外の者でも閲覧できるようになっている。国税徴収法に基づいて取得した調査情報の記録について、別枠で管理する方法を検討する。	滞納者の情報は、介護保険システムに入力し記録しているが、強制徴収公債権担当者以外の者でも閲覧できるようになっている。国税徴収法に基づいて取得した調査情報の記録について、別枠で管理する方法を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
80 指摘 【滞納処分】 滞納者のうち、納付誓約書を提出しない者など悪質な者については、積極的に、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
81 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 滞納処分などにより被保険者から保険料を徴収できないのであれば、連帯納付義務者である世帯主及び配偶者に対して、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
82 指摘 【相続人に対する請求】 滞納額が高額な案件から、相続人に対して、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508
83 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するの、徴収緩和措置を取るの、方針を適切に決定すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	508



包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

84 指摘 【放棄・減免】 岐阜市介護保険料減免・減額取扱要綱第3条の判断において、課内会議等でケース会議を開いたのであれば、その結果を記録しておくべきである。また、ケース会議の議事録の書式を作成し、減免申請を認めるべき情報が記載されるようにすべきである。	チェック項目、詳細及び協議内容を記録できる様式を作成し、資料として添付する事を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2458	509
--	--	---	-----	-------	------	-----

第8 後期高齢者医療保険料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
85 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。 【改善報告】	平成28年4月から、納期限後 20 日以内に発付するよう改めた。	○	福祉部	福祉医療課	2136	509
86 指摘 【管理マニュアル】 平成20年9月1日 決裁「後期高齢者医療保険料における収納事務の取扱いについて」の「督促」の項目について、納期限後20日以内に督促を発送するように改正すべきである。	「後期高齢者医療保険料における収納事務の取扱いについて」の「督促」の項目を、納期限後20日以内に督促を発送する内容に改正した。	○	福祉部	福祉医療課	2136	509
87 指摘 【保険料の賦課・調定】 現場調査等を実施して、不在であることが判明した案件については、職権消除等をするよう、市民課に報告すべきである。	現場調査等により不在であることが判明した場合には、市民課に報告する。	○	福祉部	福祉医療課	2136	509
88 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	納付相談記録の書式を見直した。	○	福祉部	福祉医療課	2136	509
89 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	納付誓約書の書式を見直した。	○	福祉部	福祉医療課	2136	509
90 意見 【納付誓約書の記載事項】 納付誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	納付誓約書の書式を見直した。	○	福祉部	福祉医療課	2136	509
91 指摘 【督促手数料】 督促手数料の調定を事後調定とするのであれば、①発生している督促手数料の金額を把握すべきである。②発生している督促手数料を決算書に注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
92 指摘 【延滞金】 延滞金の調定を事後調定とするのであれば、①発生している延滞金の金額を把握すべきである。②発生している延滞金を決算書の注記などで表示すべきである。③事後調定の要件を満たしていることを確認すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
93 意見 【コンビニ収納】 納付義務者の利便性などを考慮して、コンビニ収納の導入についても、検討することが望ましい。	H30年度の後期高齢システムの更新に合わせ、導入について検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
94 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

95 指摘 【官報情報の共有と活用】 官報公告を確認している納税課から官報情報を共有し、債権の申出をすべきである。	納税課から官報情報の提供を受けて、債権の申出をする。	○	福祉部	福祉医療課	2136	510
96 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条等の調査による税務情報については、強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするため、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	現在、国税徴収法第141条等の調査は行っていないが、実施時には別の書式で管理する予定である。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
97 指摘 【国税徴収法による調査情報】 福祉医療課は、納税課より、滞納者の税務情報を取得すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
98 指摘 【滞納処分】 不動産を持っている事案など、滞納処分が可能な案件がないか検討すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	510
99 指摘 【連帯納付義務者に対する請求】 連帯納付義務者である世帯主や配偶者に対して、納入の通知や督促、滞納処分などを実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
100 指摘 【相続人に対する請求】 費用対効果の見合わない少額滞納者以外は、相続人調査を実施して、相続人に対する納入の通知や督促、催告のほか、滞納処分を実施すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511
101 指摘 【消滅時効の管理】 漫然と、消滅時効にかけないよう、滞納金額が大きい事案など一定の基準を設けた上で、実態調査等を行い、滞納処分を実施するのか、徴収緩和措置を取るのか、方針を適切に決定すべきである。	全庁的な課題であり、他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	福祉医療課	2136	511

第9 まちを美しくする条例過料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
102 意見 【調定額の減少】 条例による路上喫煙の規制の実効性を確保するため、路上喫煙防止指導員の体制を2班体制とすることが望ましい。 【改善報告】	過料件数の減少等、路上喫煙の規制による一定の効果はみられるが、昨年のゲームアプリ流行のように突発的に必要となる啓発指導や新庁舎整備後の巡回等の対応が必要であることから引き続き2班体制を維持していく。	○	自然共生部	循環型社会推進課	6422	511
103 指摘 【督促状の発付時期】 岐阜市まちを美しくする条例過料取扱要領を改正して、督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。	要領を改正し、督促状を納期限後20日以内に発付することとした。	○	自然共生部	循環型社会推進課	6422	511
104 意見 【納付書発行事案における収納率】 全体の収納率を上げるためには、現金納付の比率を高めることが有効であり、現年収納率が大幅に上がっていることから、違反者に対しては、今後も継続して、現金納付を勧めるようにすることが望ましい。	処分の際には、今後も継続して現金による納付を粘り強く説得していく。	○	自然共生部	循環型社会推進課	6422	511

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第10 産業廃棄物不法投棄弁償金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
105 意見 【債権回収のノウハウの共有】 本件事案を通じて得た債権回収のノウハウを整理し、各債権管理担当課に情報提供することが望ましい。	平成29年7月に開催された岐阜市債権管理調整会議において、本件事案の債権回収に向けて実施してきた内容について関係課へ情報提供を行った。	○	環境事業部	環境事業政策課	6293	511

第11 下水料金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
106 意見 【納期限の定め】 企業会計規程第32条の納期限を、「納入通知書を発行して10日を経過した日以降」ではなく、「納入通知書を発行して10日を経過した日」というように限定して定めることが望ましい。	下水料金の納期限について、岐阜市下水道条例施行規程第18条の2に具体的な期限を定めた。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
107 指摘 【委託業務の範囲】 納入通知の再発行、納付相談及び納付誓約書の取付を受託業者に行わせるのであれば、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を改正し、委託の対象に「徴収事務」も付加すべきである。	委託業務の範囲については、逐条解説、他の中核市の状況等を踏まえ、委託の対象に「徴収事務」を付加するため、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を改正する予定である。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
108 意見 【仕様書における業務対象の明示】 下水料金と水道料金の収納業務を同一の業者に委託する場合であっても、仕様書において、個々の委託業務について、それがどの債権に関する業務であるかを明示することが望ましい。	平成31年1月から開始する上下水道営業関連業務委託の仕様書において、水道料金(私債権)と下水料金(強制徴収公債権)とに分けて明示を行った。その仕様書に基づき、今年度上下水道営業関連業務委託事業者の選定を実施する。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
109 指摘 【督促状の発付時期】 口座振替による納付の場合も、督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。	平成29年4月より口座振替による料金請求サイクルの見直しを実施し、督促状の発付時期及び納期限を納入通知書による納付者と統一した(口座振替による納付の場合も、督促状は納付後20日以内の発付となった)。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
110 指摘 【督促状における行政不服申立ての教示】 不服申立ての対象が下水料金に限られることを明示して、教示すべきである。	督促状における行政不服申立て教示文の修正を検討中である。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
111 意見 【滞納処分】 「預金不足」ということで財産調査を終えるのではなく、調査権限があるのだから、他の財産がないかの調査を行うことが望ましい。	今後、具体的な財産調査方法を構築し、差押えなど滞納処分を行うための取り組みを検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
112 指摘 【延滞金の徴収】 延滞金を徴収すべきである。	他の中核市での実施状況を現在調査中である。今年度中に調査結果をまとめ、延滞金徴収の方針について検討を行う。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
113 指摘 【管理人に対する請求】 共同住宅などにおいては、連帯責任を負う管理人に対しても、下水料金を請求することを検討すべきである。	他の中核市での実施状況を現在調査中である。今年度中に調査結果をまとめ、管理人に対しての下水料金請求の運用方法について検討を行う。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	512
114 指摘 【管理人の届出】 排水設備の共同使用の場合には、管理人の選定及び届出を指導すべきである。	管理人選定届の提出を求める方法について、今年度中に決定する。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	513

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第12 下水道事業受益者負担金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
115 指摘 【滞納処分】 滞納者の財産につき調査をし、徴収可能性がある場合には、公平の観点から、滞納処分を積極的に行うべきである。	今後、具体的な財産調査方法等を構築し、差押処分など滞納処分を行うための取り組みを検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	259-7520	513
116 意見 【滞納処分】 限られた人員で効率よく債権の管理・徴収を行うため、マニュアルを整備することが望ましい。	督促状や催告書の発送事務等の個々のマニュアルはあるが、滞納整理に対する総合的な文書マニュアルは存在していないため、今後、マニュアルを整備していく。	△	上下水道事業部	営業課	259-7520	513
117 意見 【督促手数料の徴収根拠】 明確性の見地から負担金条例に、督促手数料も含め、督促に関する規定を設けることが望ましい。 また、書類の送達及び公示送達についても、負担金条例で定めることが望ましい。	督促手続きに関する根拠法令は、都市計画法と市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例であり、公示送達の根拠法令は、地方自治法第231条の3第4項である。 新たな規定を設けるかについては、関係各課と協議していく必要があり検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	259-7520	513
118 指摘 【延滞金の徴収】 延滞金を徴収すべきである。	指摘以降、延滞金を徴収している。	○	上下水道事業部	営業課	259-7520	513
119 意見 【徴収猶予】 農地の場合にも、具体的な年数など猶予期間を定めることが望ましい。	岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程別表2には「農地転用まで徴収を猶予する」と規定しており、申請書の徴収猶予申請期間の欄には「農地転用まで」と記載している。 また、地方税法第18条の2に時効の中断及び停止が規定されており、同条第4項の規定に基づき猶予がされている期間内は、時効が進行していないと解釈している。 但し、他都市では猶予期間を設定しているところもあり、その必要性を今後検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	259-7520	513

第13 不正利得返還金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
120 指摘 【滞納処分】 一律、滞納処分を実施しないのは避けるべきであり、入居者等の保護の観点からも問題が少ない場合については、滞納処分をすべきである。	経験等のノウハウが不足しているので、処分実施に向けて知識習得と他都市の情報収集に努める。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
121 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	様式を作成すべく検討している。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
122 意見 【分納誓約書の記載事項】 分納誓約書には、誓約に違反した場合の滞納処分について異議を申し立てない旨の条項を入れることが望ましい。	他課及び他都市の状況を確認の上、分納誓約書の作成に向け整理中。	△	福祉部	介護保険課	2461	513
123 意見 【分納誓約書の記載事項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	他課及び他都市の状況を確認の上、分納誓約書の作成に向け整理中。	△	福祉部	介護保険課	2461	514
124 指摘 【保証人】 不正請求の事案については、代表取締役等も保証人となるよう、「確約書」など提出させるべきである。 【改善報告】	平成26年8月から、法人の代表取締役等が連帯して返還することを明記した「確約書」を提出させている。	○	福祉部	介護保険課	2461	514
125 指摘 【督促手数料及び延滞金の充当】 督促手数料、延滞金、元金(不正利得返還金及び加算金)の順番に充当しているが、誤りであり、元金(不正利得返還金及び加算金)を延滞金よりも先に充当すべきである。	指摘を受け、誤りを正した。	○	福祉部	介護保険課	2461	514

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

126 指摘 【行政不服申立ての教示】 督促状において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。 【改善報告】	具体的な様式を作成すべく検討中。	△	福祉部	介護保険課	2461	514
127 指摘 【税務情報の共有】 各強制徴収公債権の担当課の間において、滞納者の税務情報を共有すべきである。	他都市の事例を研究し、他課と足並みを揃えて対応を検討する。	△	福祉部	介護保険課	2461	514
128 指摘 【官報情報の共有】 介護保険課内において、官報公告の情報を共有すべきである。	平成28年9月1日より、納税課から官報情報の提供を受けている。保険料係と情報共有を行うよう検討中。	○	福祉部	介護保険課	2461	514
129 指摘 【国税徴収法による調査情報】 調査情報(納付原簿や滞納者との折衝記録ではない。)については、第三者行為求償事務担当者など強制徴収公債権担当者以外の者が閲覧できないようにするため、経過記録とは別の書式で管理すべきである。	国税徴収法による調査情報は取得していないので、現状の管理に問題は発生していない。また、不正利得に係る債務者である加害者は、被保険者であるとは限らないため、システム上での情報共有は想定されないため、別の書式で管理することとなり、担当者以外が閲覧することはない。	△	福祉部	介護保険課	2463	514
130 指摘 【債権管理簿】 債権管理簿を作成すべきである。	平成28年12月より、エクセルファイルによる債権管理簿を用いて、年度毎の委託件数・完了件数・繰越件数・収納額を管理している。	○	福祉部	介護保険課	2461	514
131 意見 【管理マニュアル】 過去5年間に発生した3件の不正利得事案の処理を参考に、管理マニュアルを作成することが望ましい。	マニュアル作成すべく検討中。	△	福祉部	介護保険課	2461	515
132 指摘 【ケース会議の議事録】 ケース会議の議事録の書式を作成し、必要な情報が漏れなく議論でき、漏れなく記録できるようにすべきである。	具体的な方法について検討中。	△	福祉部	介護保険課	2461	515

第4章 非強制徴収公債権

第2 生活保護費返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
133 指摘 【発生の防止体制】 担当のケースワーカーが、慎重に事務処理を行うべきことはもちろんであるが、査察指導員等の幹部職員においては、日常のケース審査の強化、チェック表などを活用した扶助費算定誤りの未然防止又は早期発見の指導を徹底すべきである。	担当現業員に対する研修等を十分に行い、適切な事務処理の徹底を図るとともに、査察指導員及び課長等による日常の審査を強化し、扶助費の算定誤りの未然防止や早期発見の徹底を図るようにした。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515
134 指摘 【年金など他法他施策の活用】 担当のケースワーカーは、年金受給権の可能性の検討を徹底し、受給可能であれば請求手続の支援を徹底すべきである。また、査察指導員等の幹部職員においては、他法他施策の活用を徹底すべきことについての指導をすべきである。	査察指導員マニュアルを作成し、生活保護に優先する他法他施策の活用を徹底するよう指導するようにした。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515
135 意見 【年金調査員の非常勤任用等】 障害年金に関しては、専門的知識が必要な場合もあるため、年金調査員の非常勤任用等について検討することが望ましい。	障害年金の受給条件等に関する研修を、ケースワーカーに行うことで対応していく。	×	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515
136 指摘 【収入の未申告の防止】 収入調査を厳しく行い、収入の未申告とならないよう努めるべきである。	訪問調査や本人への聞き取りなどを適宜実施し、収入の未申告とならないように徹底した。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

137 指摘 【履行延期の処分と延納利息】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	規則で定められた記載事項を記載した書面に改める。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	515
138 指摘 【担保の提供と延納利息の除外事由】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	生保受給者においては、担保の提供が困難なため規則で定める除外理由に該当する事実及び認定根拠を明記した決裁手続に改めていく。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
139 指摘 【第78条による徴収金の分割納付】 第78条による徴収金のうち、強制徴収公債権に該当する部分については、履行延期の処分ではなく、分納誓約という対応すべきである。	他の自治体の状況を参考にするなどし、生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアルを作成する中で検討していく。現在、他の自治体の状況を参考にするため、マニュアル等を取り寄せており、作成に向けて具体的に検討中である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
140 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	他の自治体の状況を参考にするなどし、生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアルを作成する中で検討していく。現在、他の自治体の状況を参考にするため、マニュアル等を取り寄せており、作成に向けて具体的に検討中である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
141 指摘 【行政不服申立ての教示】 督促状には、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	督促状に行政不服申立ての教示文を明記するよう改める。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
142 指摘 【第80条免除の適用】 生活保護法第80条規定の「やむを得ない事由」が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続をすべきである。	生活保護法第80条免除が認められるのケースについては、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続に改める。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
143 指摘 【第77条による徴収金の検討】 扶養義務者の調査結果に基づき、明らかに扶養義務を履行することが可能であるのに履行していない扶養義務者の存在、十分な扶養能力があるにもかかわらず正当な理由なくして扶養を拒んでいる重点的扶養能力調査対象者の存在を確認し、調停又は審判の申立てや第77条の適用を検討すべきである。	扶養義務者の調査結果に基づき、十分な扶養能力があるにもかかわらず正当な理由なくして扶養を拒んでいる者等については、第77条を適用していく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
144 意見 【履行期限の繰上げ】 支払いが滞った場合、履行期限の繰上げを行うことを債務者に通知し、実行を検討することが望ましい。	実効性の有無を検討し、必要に応じて行っていく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	516
145 指摘 【法的手続による請求】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、法的手続による請求をすべきである。	債務者や相続人の所在、生活状態等の調査結果を記録し、必要な決裁手続を行っていく。法的手続きによる請求については、必要に応じて対応していく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
146 指摘 【第78条による徴収金の滞納処分】 第78条による徴収金のうち、強制徴収公債権に該当する部分については、債務者または相続人に対する滞納処分の実施を検討すべきである。	他の自治体の状況を参考にするなどし、生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアルを作成する中で検討していく。現在、他の自治体の状況を参考にするため、マニュアル等を取り寄せており、作成に向けて具体的に検討中である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
147 指摘 【管理回収マニュアルの作成】 他の自治体に習うなどし、生活保護費返還金等の管理回収に関するマニュアルを作成すべきである。	生活保護費返還等の管理回収に関するマニュアルの作成を検討していく。現在、他の自治体の状況を参考にするため、マニュアル等を取り寄せており、作成に向けて具体的に検討中である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

148 指摘 【債権の管理方法】 管理簿には、督促をした日の記載をはじめとして、回収に向けて行った事務を記録する項目を作成し、記録しておくべきである。また、全債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできるような債務者一覧表を作成すべきである。	督促した日等を記載できる様式を別途追加し、記録していくように改める。 債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできるような債務者一覧表を作成する。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
149 指摘 【不納欠損の理由】 消滅時効が完成したものを不納欠損処分しているのであれば、それを理由として明記すべきである。 消滅時効が完成しているもののうち、居所不明または死亡という事由があるものだけを不納欠損処分しているのであれば、そのような事由のないものも、不納欠損処分すべきである。	不納欠損処分理由の消滅時効について、居所不明や死亡以外についても確認していく。	○	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
150 指摘 【消滅時効の起算点】 督促状による時効中断日は、発送日ではなく到達日である。時効の起算点を正しく認定すべきである。	消滅時効の起算点を、到達日に改めていく予定である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	517
151 指摘 【相続人に対する対応】 死亡により廃止したケースでは、相続人に対して返還・徴収を求めらるべきである。消滅時効期間が満了しないよう、相続人に対して時効中断のための措置をすべきである。	死亡により廃止したケースでは、相続人の調査等を今後実施し、返還・徴収も検討していく。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6159	518

第3 老人保護措置費負担金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
152 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発送することにより行うべきである。	督促の行い方について調査を行った。今後は他市の状況や取り組み方について調査を行い、督促状の発付方法やタイムスケジュール等について検討する。	△	福祉部	高齢福祉課	2135	518
153 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料等の徴収方法について調査を行った。今後は他市の状況や取り組み方について調査を行い、徴収方法やタイムスケジュール等について検討する。	△	福祉部	高齢福祉課	2135	518
154 指摘 【相続人に対する請求】 相続放棄の確認及び相続調査を適切に実施し、相続放棄がなされていないのであれば、相続人に対して請求すべきである。	岐阜家庭裁判所に調査を行い、相続放棄・限定承認の申述の有無について確認した。相続放棄をしていない相続人に対しては、文書にて意向確認中である。	○	福祉部	高齢福祉課	2135	518

第4 児童扶養手当返還金・子ども手当返還金・児童手当返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
155 指摘 【不正利得の確認(児童扶養手当返還金、児童手当返還金)】 返還金が発生した際に、不正利得であるかどうかの確認をする体制を構築し、実施すべきである。	受給者から生活実態や経済状況等を丁寧に聴き取るなどし、個々の世帯に応じて柔軟に対応する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
156 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発送することにより行うべきである。	督促手数料及び延滞金の請求を含め、督促事務の方法等について検討していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
157 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	督促手数料及び延滞金の請求を含め、督促事務の方法等について検討していく。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	518
158 指摘 【管理回収マニュアルの作成】 少なくとも半年毎の催告状の送付など、督促を含めた回収事務を明記した返還金回収にかかるマニュアル等を作成し、実行すべきである。	督促などの回収事務を明記したマニュアルの作成を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

159 指摘 【法的手続による請求】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した法的手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、法的手続による請求をすべきである。	例外事由の有無の判断のための調査・確認・記録を行っていく予定であり、今後、調査項目や確認方法について検討を行っていく。 例外事由が認められるのであれば法的手続を行い、認められないのであれば法的手続による請求を行うことができるよう、手続き方法についても検討を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
160 指摘 【履行延期の処分決定審査(児童扶養手当返還金)】 岐阜市債権取扱規則第17条第1項の規定に従って、履行延期の処分決定時の審査を強化すべきである。	履行延期を申請する世帯は、返済能力が乏しい世帯が多いことから、個々の世帯に応じて柔軟に対応する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
161 指摘 【履行延期の処分と調定】 財務会計システム上、調定金額や収入未済額が誤った状態となっていることは不適切である。早急に、調定の処理方法を検討して、正しい金額となるように対策を講じるべきである。	平成28年度末に調定額と収入未済額が正しい金額となるよう、調定を整理した。	○	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
162 指摘 【履行延期の処分と延納利息】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則に定める例外事由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した法的手続を行うべきである。	例外事由が存在する場合は、その事実及び認定根拠を明記した法的手続を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
163 意見 【履行期限の繰上げ】 支払いが滞った場合、履行期限の繰上げを行うことを債務者に通知し、実行を検討することが望ましい。	支払いが滞りがちな世帯は、返済能力に乏しい世帯が多いことから、履行期限の繰上げについては慎重に判断する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519
164 指摘 【不納欠損と消滅時効の管理】 時効管理を適切に行うための明確な規定を作成し、可能な限りの時効中断措置を講じるべきである。債権回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることを検討すべきである。	明確な規定の作成など、運用方法を年度内に検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2203	519

第5の1 住宅使用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
165 意見 【法的措置対象者選定以前の回収措置】 債権回収の見地からすれば、現状の事務処理要綱2条の基準を見直すことが望ましい。	市営住宅家賃滞納に対する事務処理要綱を見直す。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	519
166 指摘 【法的措置対象者の選定基準(事務処理要綱第3条)】 公営住宅法及び岐阜市営住宅管理条例を踏まえ、遅くとも、滞納分が6ヶ月分に達した段階で滞納が解消されない者を法的措置対象者とする旨の基準変更を検討すべきである。	市営住宅家賃滞納に対する事務処理要綱を見直す。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	520
167 指摘 【法的措置対象者に対する対応】 マニュアルを策定するなどして即決和解手続の積極的な利用を検討すべきである。	即決和解手続きマニュアルを策定した。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	520
168 指摘 【連帯保証人に対する訴訟提起】 入居者に対して明渡訴訟を提起する際、連帯保証人も共同被告として滞納分の支払いを求めらるべきである。	連帯保証人も共同被告とすることについて検討していく。	△	まちづくり推進部	住宅課	2672	520
169 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。 【改善報告】	督促手数料及び延滞金は徴収している。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	520



包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第6 レンタサイクル使用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
170 指摘 【利用承認期間を超過した場合の負担額】 岐阜市レンタサイクル条例第6条第5項を改正し、超過期間1日につき200円の金員の支払義務が生じる旨を条例上明確にすべきである。	岐阜市レンタサイクル条例(以下、「条例」)第4条では、1回の利用期間が2日以内としており、条例第5条で事前に承認した上で貸出すこととなっているため、承認期間を超過して利用した場合、「返却した日までの日数の利用」(条例第6条第5項)について、「1回×100円×2日間」を、2回、3回と繰り返していると考えています。これをより明確にするために、岐阜市レンタサイクル利用料に関する取扱要綱(以下、「要綱」)第4条において、「条例第4条第1項の規定による2日の利用を返却した日まで繰り返すこと」との記載を平成28年4月1日に要綱に盛り込んだ。また、本監査を受ける中で、岐阜市HPにも「毎日、一度返却し再度2日利用することを繰り返したとして清算」と表記するよう対応した。	×	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520
171 指摘 【督促状による督促】 「レンタサイクル利用料金の未払いについて(通知)」という文書が、督促状であるならば、督促状であることが明確な文書にすべきである。	レンタサイクル利用料金が、比較的安価であるにもかかわらず、その督促手数料として、100円徴収することは、利用者に理解を得られることが難しい状況である。ただし、今後、岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)が、全庁的な方向性を検討する予定であるため、全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520
172 指摘 【督促手数料の徴収】 督促手数料を徴収すべきである。	レンタサイクル利用料金が、比較的安価であるにもかかわらず、その督促手数料として、100円徴収することは、利用者に理解を得られることが難しく、また、未納案件を増やしかねないと考えている。ただし、今後、岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)が、全庁的な方向性を検討する予定であるため、全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520
173 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)にて、全庁的な徴収停止実施基準を策定する予定である。全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	520

第7 し尿処理手数料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
174 指摘 【消滅時効の管理】 納期限の翌日または督促状の送達日の翌日を起算点として、消滅時効の管理をすべきである。	督促状の送達日の翌日を起算点として、消滅時効の管理をするように改めた。	○	環境事業部	環境事業課	6287	521
175 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	債権管理調整会議は、平成29年度を取組として、徴収停止の全庁的な基準として徴収停止実施基準等を作成することとしているため、調整会議が作成した基準等も考慮し、徴収停止を活用するか検討する。	△	環境事業部	環境事業課	6287	521

第8 中央卸売市場施設使用料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
176 指摘 【納期限の定め】 岐阜市中央卸売市場業務条例施行規則第88条第1項を現状の運用に沿った内容に改正するか、同第4項により、市長が納期を別に定めるべきである。	平成29年度中に現状の運用に沿った内容に規則改正する予定である。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
177 指摘 【行政不服申立ての教示-納入通知書】 納入通知書において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	行政課と協議し、教示文の明記について検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
178 指摘 【行政不服申立ての教示-督促】 督促状において、行政不服申立ての対象が、施設使用料に限られることを明示して、教示文を明記すべきである。	行政課と協議し、教示文の明記について検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
179 指摘 【保証金の定め-業務条例の改正】 保証金が担保としての機能を果たすように業務条例を改正すべきである。	業務条例施行規則第38条の改定を行った。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	521

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

180 指摘 【保証金の定め—保証金額の決定】 業務条例施行規則第38条において、「その額が30万円以上の場合、市長が別に定める。」と規定している以上、早急に保証金の額を定めるべきである。	業務条例施行規則第38条の改定を行った。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
181 意見 【保証金の充当】 明確性の見地からも、保証金の充当時期を、業務条例上明らかにすることが望ましい(敷金に関する岐阜市営住宅管理条例第11条参照)。	他部署の状況を参考にしつつ、保証金の充当時期の明記について検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	521
182 意見 【施設の返還の申出】 施設の返還日より一定期間前までに市場施設返還届出書の提出を義務付ける規定を設けることが望ましい。	返還届出書の受理は、施設使用料の対象期間に関係してくるため、運用上、施設を返還できる状態になっていることを確認の上、返還届出書を受理することが必要である。	×	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
183 指摘 【督促状による督促】 納期限後20日以内に、督促状により、督促をすべきである。	納入義務者が市場内で業務をしていることから、督促状によらず直接訪問し、口頭による支払催告を行っているが、債権調整会議等で関係部署と検討をしていく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
184 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	債権管理調整会議での議論も注視し、他部署の状況も踏まえて検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
185 意見 【分納誓約と監督処分】 業者の施設使用料の滞納金額が3ヶ月分を超えている場合で、かつ分納誓約を守らない場合には、監督処分(業務条例第72条)を検討することが望ましい。	今後、そのような滞納がある場合は、監督処分を検討していく。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
186 意見 【合名会社無限責任社員—時効中断措置】 多数当事者間の法律関係を正しく認識し、的確に時効中断措置をとることが望ましい。	行政課と相談するなどして、法律関係の認識や時効中断措置を行っていく。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
187 指摘 【合名会社無限責任社員—訴訟等の法的手続】 複数当事者の債権債務関係に注意し、必要な場合には、訴え提起にて債務名義を取り、強制執行手続をとることを検討すべきである。	行政課と相談するなどして、法律関係の認識や時効中断措置を行っていく。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
188 指摘 【使用料の減免】 使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき」(業務条例第69条第4号)の基準及び金額の基準を具体的に定めるべきである。	他都市の状況を参考にしつつ、具体的な基準について検討していく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
189 指摘 【使用料の減免】 業者の経営状況を具体的に検証したうえで、真に必要な減免額を算出し、その検証を毎年行った上で、必要な場合に限り減免決定を行うべきである。	使用料の減免を認める「特別な理由があると認めるとき」の基準を定め、真に必要な場合に限り減免を行っていく。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	522
190 指摘 【消滅時効の管理】 納期限の翌日または督促状の送達日の翌日を起算点として、消滅時効の管理を行っていく。	納期限の翌日または督促状の送達日の翌日を起算点として、消滅時効の管理を行っていく。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	522

第9 国保資格喪失後受診返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
191 指摘 【不正利得の認定】 資格喪失後受診医療費返還事案において、金額や受診期間等も考慮して、不正利得事案か否かの検討をすべきである。	不正利得事案かの判断については、事案ごとに検討する必要があるため、今後、該当しそうな事案が発生した場合は検討する。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

192 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促であることが明確な文書で行うべきである。また、納期限後20日以内に、発付すべきである。	督促については、文書に督促と記載し、納期限の20日以内に発送している。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523
193 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	督促手数料及び延滞金の徴収については、徴収方法等について全庁的に対応する必要があるため、検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	523
194 指摘 【行政不服申立ての教示】 納期限後に発送する「国民健康保険医療費返納について」という文書が督促状であるならば、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	行政不服申立ての教示文を明記した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523
195 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	納付について記録をつける様式を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523
196 意見 【納付誓約書の記載事項】 今後、高額的事案が発生した場合に備えて、期限の利益喪失条項を入れて納付誓約書を作成することが望ましい。	納付誓約書を作成する予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	523
197 意見 【納付誓約書の記載事項】 今後、高額的事案が発生した場合に備えて、税務情報を含む滞納者情報の取得・利用についての同意条項を入れて納付誓約書を作成することが望ましい。	納付誓約書を作成する予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	523
198 指摘 【官報情報の共有】 国民健康保険料の担当者が保有している官報情報につき、国保・年金課内において、情報を共有すべきである。	情報を共有している。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	523
199 指摘 【国税徴収法による調査情報】 調査結果については、別書式にするか、課内で取り決めをして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにすべきである。また、非強制徴収公債権である資格喪失後受診返還金の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用について、同意書を取得すべきである。	調査結果について滞納管理システムで管理されているが、このシステムを強制徴収公債権の担当者しか見ることができない設定にした場合、課内で情報が共有されず、市民対応ができなくなる恐れがある。資格喪失後受診返還金については、現在作成中の納付誓約書に税務情報等の目的外利用について同意を得る旨の条項をいれる予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	524
200 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少くない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	全庁的な債権情報の共有について検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	524
201 意見 【徴収停止】 漫然と債権管理を放置したと評価されないために、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	どのような場合に徴収停止措置をとるか検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	524

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第10 福祉医療費助成返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
202 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	庁内の納付相談実績のある関係課の記録書式等を参考にして、書式を整備済である。	○	福祉部	福祉医療課	2142	524
203 指摘 【行政不服申立ての教示】 「福祉医療費助成金返還請求書」及び「納入通知書兼領収書」において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	規則で定めるところの「福祉医療費助成金返還請求書」を、行政不服申立ての教示文の明記した様式に改正し、整備を完了した。(財務会計システムから出力する「納入済通知書兼領収書」については、単純な納付書に過ぎず、行政処分決定通知を行う性質の書面でない単なる帳票であり、従ってこれに教示文は記載しないと全庁的に整理されている。なお、今回の規則改正により、返還請求書にて当該案件は教示されるため、二重に教示する必要はなく問題はないと、規則改正時に確認を得て整備を行った。)	○	福祉部	福祉医療課	2142	524
204 指摘 【履行延期の処分】 岐阜市債権取扱規則で定められた記載事項を記載した書面を作成すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討している。	△	福祉部	福祉医療課	2142	524
205 指摘 【履行延期の処分】 担保を提供させ、延納利息を付すべきである。仮に岐阜市債権取扱規則で定める除外理由が存在するのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討している。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
206 意見 【履行延期申請書の同意条項】 「履行延期申請書」に、税務情報を含む滞納者情報の取得・目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	当該同意条項を組み入れた申請書に変更済である。	○	福祉部	福祉医療課	2142	525
207 指摘 【官報情報の共有】 官報公告を確認している納税課から官報情報の提供を受けて、債権の申出をすべきである。	既に納税課から官報情報の提供を受けている。また、今後、債権の申出を行うのが妥当である事案が発生した場合、国保・年金課や介護保険課の事案を参考にしながら、福祉医療課の業務にマッチした債権の申出のやり方で進めていく。	○	福祉部	福祉医療課	2142	525
208 意見 【他の債権担当課との連携による法的手続対応】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合(納税課における滞納処分の基準額となる5万円が目安になると思われる。)は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書について、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を検討中である。なお、全庁的に滞納者の情報共有を行うことが可能にする環境整備については、全庁的な課題になるため、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
209 指摘 【国税徴収法による調査情報】 将来、国税徴収法第141条に基づく調査を実施する場合に備えて、国税徴収法第141条の調査結果については、別書式にして、強制徴収公債権である担当者しか見ることができないようにするか、非強制徴収公債権(福祉医療助成資格喪失後受診医療費返還金)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等についての同意書を徴収しておくべきである。	課内には福祉総合システムと後期高齢システムが設置されているが、アカウント管理により、担当者以外がシステムを見ることはできないように環境整備がなされており、実際には調査結果を見ることはないが、当該調査結果については、別書式にして担当者からの閲覧するといった環境の強化を進める。また、既に、滞納者に対する納付誓約書については、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式が整備済である。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
210 指摘 【督促手数料及び延滞金】 督促手数料及び延滞金を請求すべきである。	全庁的な課題でもあり、他都市の事例を研究したり、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	525
211 意見 【徴収停止】 漫然と債権管理を放置したと評価されないために、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	納税課等の手法や実際の取扱書式や資料を参考にし、庁内で開催される研修会等に参加しながら、徴収停止の措置の手法の導入について検討し、環境整備を進めていく。	○	福祉部	福祉医療課	2142	526

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第11 岐阜市立女子短期大学授業料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
212 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に、発付すべきである。 【改善報告】	平成29年度前期分授業料から、督促状の発付時期を見直し、納期限後20日以内に発付するようにした。	○	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
213 指摘 【行政不服申立ての教示】 納入通知書及び督促状において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	平成29年度前期分授業料から、納入通知書及び督促状に行政不服申立ての教示文を明記した。	○	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
214 指摘 【法的手続による請求】 弁護士を代理人とする内容証明での請求など専門家対応を検討することも考えられるが、例外事由がない限り、支払督促など訴訟手続による履行請求を検討すべきである。	弁護士を代理人とする内容証明での請求も視野に入れ、検討中である。	△	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
215 指摘 【保証人の範囲】 明確性の見地から、保証人が署名・押印する誓約書にて、保証人が負う義務を記載すべきである。	誓約書の様式を見直すよう検討中である。	△	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
216 指摘 【保証人に対する請求】 保証人に対しても支払義務があることを明示した上で、例外事由がない限り、請求をすべきである。	保証人に対しても督促状を送付した旨を明記した通知を行った。	○	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
217 指摘 【督促手数料及び延滞金】 授業料を非強制徴収公債権と捉える以上、督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	平成29年度授業料から督促手数料及び延滞金の徴収を行った。	○	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526
218 意見 【消滅時効の管理】 消滅時効期間が2年の可能性があることに留意して債権回収措置等を講じることが望ましい。	債務を過年度に繰り越すことのないように、平成26年度に作成した授業料等納付に関する規程と手順細則に基づき対応した。今後も早期に解決できるよう対応をしていく。	○	女子短期大学	総務管理課	296-3131	526

第12 岐阜薬科大学授業料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
219 指摘 【納期限の定め】 岐阜市立女子短大との比較においても、納期限は調定から長くとも1月以内を目処に設定すべきである。	平成29年4月1日付けで「岐阜薬科大学入学料、授業料等納入規程」を改正し、授業料の納入期日を前期分は4月30日、後期分は10月31日に定め、調定から1月以内とした。	○	薬科大学	庶務会計課	230-8100 (内線3583)	526
220 指摘 【督促状の発付時期】 督促状は、納期限後20日以内に発付すべきである。	平成28年度前期分から、未納者に対して、納期限後20日以内に督促状を発付している。	○	薬科大学	庶務会計課	230-8100 (内線3583)	527
221 指摘 【行政不服申立ての教示】 納入通知書及び督促状において、行政不服申立ての教示文を明記すべきである。	平成29年度前期分から納入通知書及び督促状に、行政不服申立ての教示文を明記している。	○	薬科大学	庶務会計課	230-8100 (内線3583)	527
222 指摘 【法的手続による請求】 弁護士を代理人とする内容証明での請求など、専門家対応も検討することも考えられるが、例外事由のない限り、簡易裁判所での訴訟提起など訴訟手続による履行請求を検討すべきである(債務者が遠隔地であると支払督促で異議が出された場合に裁判管轄が問題となる)。	薬科大学だけの問題ではなく、全庁的に検討すべき事項と思われるので、行政課等と協議し、対応を検討したい。	△	薬科大学	庶務会計課	230-8100 (内線3583)	527

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

223 指摘 【督促手数料及び延滞金】 授業料を非強制徴収公債権ととらえる以上、督促手数料及び延滞金を徴収すべきである。	平成28年度前期分から督促手数料及び延滞金を徴収している。	○	薬科大学	庶務会計課	230-8100 (内線3583)	527
224 意見 【消滅時効の管理】 消滅時効期間が2年の可能性があることに留意して債権回収措置等を講じることが望ましい。	現在、公債権で整理しているが、これが適正であるかの整理も含め、他部局とも協議しながら、対応を検討していく。	○	薬科大学	庶務会計課	230-8100 (内線3583)	527

第13 職員駐車場使用料(第二恵光・第三恵光)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
225 指摘 【使用料の未徴収】 岐阜市使用料徴収条例第3条第1項及び別表に基づき、使用料を徴収すべきである。 【改善報告】	平成28年4月から職員駐車場使用料を徴収している。	○	福祉部	第二恵光・第三恵光	232-4395	527

第5章 私債権

第2 食費等サービス利用料金(第二恵光、第三恵光)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
226 指摘 【身元引受人の法的地位】 利用契約の内容を、身元引受人が食費等サービス利用料金債務を連帯保証する形に改正すべきである。	連帯保証人を立てる場合は、条例、規則を改正する必要があり、検討中である。	△	福祉部	第二恵光、第三恵光	232-4395	527
227 指摘 【督促状による督促】 督促は、督促状を発付することにより行うべきである。	平成29年8月より督促状送付予定	△	福祉部	第二恵光	232-4395	527
228 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	他課の様式を参照して作成中	△	福祉部	第二恵光、第三恵光	232-4395	528
229 意見 【分納誓約書の取得】 納付相談の結果、分割弁済をするようになった場合には、身元引受人にも署名させる形で、分納誓約書を取得することが望ましい。	取得する方向で様式を検討中	△	福祉部	第二恵光	232-4395	528
230 指摘 【充当の順序】 滞納から充当する債務の指定がないときは、過年度分の古いものから順に充当すべきである。	平成29年2月以降は、古いものから充当している。	○	福祉部	第二恵光	232-4395	528
231 指摘 【消滅時効の管理一起算点】 督促状到達の翌日から再度時効期間が進行するものとして、時効を管理すべきである。	平成29年8月から督促状発送することにより、時効の管理が可能になる見込み。	△	福祉部	第二恵光	232-4395	528
232 意見 【消滅時効の管理-時効期間】 滞納者から2年による時効消滅を主張される可能性を念頭に置いて、時効管理を行うことが望ましい。	2年による時効消滅を主張されることを意識して徴収にあたっている。	○	福祉部	第二恵光、第三恵光	232-4395	528

第3 福祉資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
233 指摘 【保証人に対する請求】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人、連帯保証人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、保証人に対する請求をすべきである。	借受人又は連帯保証人の消息や所在を調査し、確認した。これまでに貸付したすべての借受人又は連帯保証人に、一括納付を求める催告書を平成29年2月に一斉に送付した。回答により例外事由が認められるものについては、決裁手続を行う。	○	福祉部	生活福祉一課	6161	528

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

234 指摘 【催告の頻度】 少なくとも1ヶ月に1回以上、催告書の送付や訪問による催告などを行い、一括納付または早期の納付を求めるべきである。	これまでに貸付したすべての借受人又は連帯保証人に、一括納付を求める催告書を2月に一斉に送付した。回答があった者には分割納付の相談に応じ、回答がない者については、今後も定期的に催告書を送付する。	○	福祉部	生活福祉一課	6161	528
235 指摘 【債権の管理方法と時効中断措置の実行】 全債務者の延滞状況を常に漏れなく把握することのできる一覧表を随時更新するとともに、消滅時効中断のための措置をとるべきである。	平成28年12月から平成29年1月にかけて債務一覧表を作成するとともに、借受人又は連帯保証人の住所等把握し随時更新するように改善した。今後適切な措置を講じていく。	○	福祉部	生活福祉一課	6161	528
236 指摘 【消滅時効と債権放棄①】 相続人からの回収を検討した上で、債権放棄することを検討すべきである。	借受人や連帯保証人が死亡している場合、相続人の調査を実施中である。対象者に通知し回収を協議したうえで債権放棄などの手続きを今後進める予定である。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6161	529
237 指摘 【消滅時効と債権放棄②】 行方不明という事情のみにとらわれることなく、時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである。	適切な手続きを経てやむを得ない者については、債権放棄を検討する。	△	福祉部	生活福祉一課・二課	6161	529
238 指摘 【管理体制の検討】福祉資金貸付金の担当課を生活福祉一課とは別の課にするか、生活福祉一課において福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属することを検討すべきである。	生活福祉二課において、福祉資金貸付金を中心的に担当する職員を配属することを検討する。	△	福祉部	福祉政策課、生活福祉一課	6161	529

第4 住宅建築資金貸付金・同和向個人住宅建設資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
239 指摘 【保証人に対する請求、抵当権の実行】 例外事由の有無を判断するため、債務者、相続人、連帯保証人の所在、生活状態、資産状況等を調査・確認して、その結果を記録しておくとともに、その結果、例外事由が認められるのであれば、その事実及び認定根拠を明記した決裁手続を行うべきである。他方、例外事由が認められないのであれば、保証人に対する請求や抵当権の実行といった必要な措置をとるべきである。	債務者、相続人及び連帯保証人の所在等の調査・確認をしており、その結果を記録に残している。例外事由が認められない場合については、連帯保証人に対する請求や抵当権の実行といった必要な措置をとるべきか検討中である。	△	市民参画部	人権啓発センター	6372	529
240 指摘 【催告の対象と頻度】 すべての債務者に対し、少なくとも1か月に1回以上、催告書の送付や訪問による催告などを行い、一括納付または早期の納付を求めるべきである。	債務者に、定期的に納付書の送付、訪問による徴収をしている。今後、納付状況を見ながら、1か月に1回以上、催告書の送付や訪問による催告などを行い、一括納付または早期の納付について検討中である。	△	市民参画部	人権啓発センター	6372	529
241 指摘 【債務者・連帯保証人死亡時の回収】 債務者・連帯保証人の相続人及び相続放棄や限定承認の有無の調査を迅速に行い、請求することが可能な相続人には請求すべきである。	債務者・連帯保証人の相続人及び相続放棄や限定承認の有無の調査を実施して、請求することが可能な相続人には請求した。	○	市民参画部	人権啓発センター	6372	529
242 指摘 【遅延損害金の請求】督促や催告の際には遅延損害金の請求をし、各月の償還金元金が納入される際には遅延損害金を調定して納入の通知をすべきである。	遅延損害金の金額について納入時に確定するため、いつの時点で調定するか不明な点があり、検討中である。	△	市民参画部	人権啓発センター	6372	529
243 指摘 【債権の管理方法】 「住宅建築資金貸付金償還金徴収簿」において、利子は、「延滞金」の欄ではなく、「償還金」の欄に記入すべきである。	「償還金」の欄に記入ようにした。	○	市民参画部	人権啓発センター	6372	530
244 意見 【債権の管理方法】 債務者一覧表を活用して、時効管理を行うことが望ましい。	債務者一覧表を活用して、時効管理を行うようにした。	○	市民参画部	人権啓発センター	6372	530

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検討中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

245 指摘 【時効中断措置の実行】 一部納付も債務承認書の提出も拒否された場合、裁判上の請求による時効中断措置をとるべきである。	裁判上の請求による時効中断措置をとるべきか検討中である。	△	市民企画部	人権啓発センター	6372	530
---	------------------------------	---	-------	----------	------	-----

第5 母子父子寡婦福祉貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
246 意見 【貸付審査の強化】 審査の強化を検討することが望ましい。	ひとり親世帯等の経済的な自立支援が目的であることから、引き続き、真に貸し付けが必要な世帯に対する適正な審査を行う。	×	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
247 指摘 【督促・催告等のマニュアル作成】 債権回収について、具体的な処理手順を体系的にまとめたマニュアルを作成すべきである。	債権回収を委託することも含めて、マニュアルの作成を検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
248 指摘 【訪問徴収・電話催告】 訪問徴収・電話催告を強化するため、収納嘱託員の増加や外部委託などを検討すべきである。	検討の結果、平成29年10月から債権回収業務を弁護士法人等に業務委託することとした。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
249 指摘 【違約金の調定期期】 各月の償還金ごとに、滞納があったときは違約金を請求し、滞納となった月の償還金が納付された時点で、違約金の調定を行い、徴収すべきである。	庁内の状況も踏まえて、調定の時期や方法について検討を行う。	△	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
250 指摘 【違約金の通知】 違約金の通知を、貸付時、各月の償還金の滞納時、滞納となった償還金の徴収時に行うべきである。	貸付時の決定通知書及び督促状に違約金について明記し周知している。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	530
251 指摘 【消滅時効と債権放棄】 時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである。	平成29年10月からの債権回収業務の委託先と協議して放棄を進める。	△	子ども未来部	子ども支援課	2207	530

第6 育英資金貸付金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
252 指摘 【貸付審査委員会における審査基準の作成】 貸付審査委員会における具体的な審査基準を作成すべきである。	すでに所得基準を設けて審査を行っていることから、その基準に基づき、引き続き真に貸し付けが必要な世帯に対する適正な審査を行う。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	531
253 指摘 【督促・催告等のマニュアル作成】 債権回収について、具体的な処理手順を体系的にまとめたマニュアルを作成すべきである。	債権回収を委託することも含めて、平成29年度中にマニュアルの作成を検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	2207	531
254 指摘 【訪問徴収・電話催告】 訪問徴収・電話催告を強化するため、収納嘱託員の増加や外部委託などを検討すべきである。	検討の結果、平成29年10月から債権回収業務を弁護士法人等に業務委託することとした。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	531
255 指摘 【消滅時効と債権放棄】 時効期間が満了したことがやむを得ないといえるものについては、債権放棄することを検討すべきである。	平成28年度に時効期間が満了していた債権については、債権放棄を実施した。今後も、時効期間が満了した債権については債権放棄を検討し、必要に応じて実施していく。	○	子ども未来部	子ども支援課	2207	531



包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第7 水道料金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
256 意見 【納期限の定め】 納入通知の再発行、納付相談及び納付誓約書の取付を受託業者に行わせるのであれば、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を改正し、委託の対象に「徴収事務」も付加すべきである。	水道料金の納期限について、岐阜市水道給水条例施行規程第13条の2において具体的な納期限を定めた。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	531
257 指摘 【委託業務の範囲】 納入通知の再発行、納付相談及び納付誓約書の取付を受託業者に行わせるのであれば、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を改正し、委託の対象に「徴収事務」も付加すべきである。	委託業務の範囲については、逐条解説、他の中核市の状況等を踏まえ、委託の対象に「徴収事務」を付加するため、岐阜市上下水道事業部検針事務等委託規程を改正する予定である。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	531
258 意見 【仕様書における業務対象の明示】 水道料金と下水料金を区分して明示することが望ましい。	平成31年1月から開始する上下水道営業関連業務委託の仕様書において、水道料金(私債権)と下水料金(強制徴収公債権)とに分けて明示を行った。その仕様書に基づき、今年度上下水道営業関連業務委託事業者の選定を実施する予定である。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	531
259 指摘 【督促状における行政不服申立ての教示】 不服申立ての対象が下水料金に限られることを明示して、教示すべきである。	督促状における行政不服申立て教示文の修正を検討中である。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	531
260 指摘 【岐阜市債権取扱規則の適用】 岐阜市債権取扱規則の適用がないかを検討し、ないと解釈するのであれば、別途の規程を設けるべきである。	岐阜市債権取扱規則の適用の有無について改めて検討し、必要があれば別途規程を設けることも検討したい。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
261 意見 【遅延損害金徴収の検討】 下水料金について延滞金を徴収する場合、水道料金についても遅延損害金を付すことを検討することが望ましい。	他の中核市での実施状況を現在調査中である。今年度中に調査結果をまとめ、遅延損害金徴収の方針について検討を行う。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
262 指摘 【取扱要綱に基づく給水停止の執行】 給水停止の執行猶予・執行停止をするためには、取扱要綱に従い、特別の事情がある場合を除き、滞納分の2分の1以上の納付を要求すべきである。	岐阜市上下水道事業部給水停止処分取扱要綱では、給水停止処分の執行猶予については滞納金額の2分の1以上の納付が前提であるが、それだけに限定しているものではない。個々の事例ごとに判断が必要なケースがあるため、給水停止業務実施要領の具体的運用ルールの見直しを検討していく。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
263 意見 【給水停止制度の周知】 未納による給水停止の制度につき、各種通知やホームページに明記しておくことが望ましい。	給水停止について、上下水道事業部広報紙「みずのこえ(8/1発行)」に掲載する予定である。現在ホームページに掲載する準備も行っている。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
264 指摘 【支払督促等の訴訟手続】 給水停止では回収できない場合には、支払督促等の訴訟手続を利用し債権回収を図るべきである。	他の中核市での実施状況を現在調査中である。今年度中に調査結果をまとめ、支払い督促等の訴訟手続の実施の方針について検討を行う。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
265 意見 【日常家事連帯債務の意識】 例えば契約者の配偶者を把握するなど、配偶者が連帯債務者となりうることを意識することが望ましい。	水道料金は配偶者が連帯債務者となることを意識して業務に取り組むことを職員及び委託業者へ伝達した。水道料金が日常家事連帯債務としての性質を有していることを意識して今後の債権管理を行う。	○	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
266 指摘 【管理人に対する請求】 共同住宅などにおいては、連帯責任を負う管理人にも水道料金の請求を検討すべきである。	他の中核市での実施状況を現在調査中である。今年度中に調査結果をまとめ、管理人に対しての水道料金請求の運用方法について検討を行う。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

267 指摘 【管理人の届出】 給水装置の共同使用の場合には、管理人の選定及び届出を指導すべきである。	管理人選定届の提出を求める方法について、今年度中に決定する。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
268 指摘 【消滅時効期間の満了と不納欠損処分】 一律に不納欠損処分するのではなく、収納可能な債権については、不納欠損処分をすることなく債権回収措置を講じるとともに、徴収停止の要件を充足する債権については、徴収停止を行い、その後に不納欠損処分を行う運用に改めるべきである。	私債権の不納欠損、債権放棄の処理方法については他都市も同様の手法で処理を行っている場合が多い。過去の岐阜市債権管理調整会議での協議も踏まえて現在の手法で行っており、運用の改正を行った場合会計処理上の問題も生じるため、関係各課と調整し検討を行う。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	532
269 指摘 【情報の共有】 滞納が発生した使用者に対し、下水料金の関係で得た情報を水道料金でも利用することに関する同意書の提出を求めるべきである。	滞納が発生した使用者に対し、下水料金で得た情報を水道料金でも利用することができるよう、納付誓約書に同意欄を設ける等、様式修正を検討中である。	△	上下水道事業部	営業課	259-7516	533

第8 病院医業収益

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
270 指摘 【督促における納期限の定め】 明確性の見地から、最初の督促は、納期限を定めた督促状で行うべきである。	未収患者に対して最初に送付する文書は、納期限を定めた督促状により行っている。	○	市民病院	医事課	4403	533
271 指摘 【来院した未納者への対応】 「善良な管理者と同一の注意」(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)を行ったというために、来院した未納者に対して催促を行う手段を尽くすべきである。	分納納付が滞納になっている、支払が全くされていない患者に対しては、次回の予約を確認し予約があれば来院時に窓口において声掛けをし相談室窓口にて納付相談を行っている。また、一定期間支払いのない患者に対しては、未納分の納付書と当日の納付書を併せて渡し支払を促している。	○	市民病院	医事課	4403	533
272 意見 【入院誓約書及び保証書】 「入院誓約書及び保証書」の提出を受ける際に、誓約者欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載の筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、連帯保証人に電話をするなどして保証意思の確認を行うことが望ましい。	誓約書欄もしくは患者欄の記載と連帯保証人欄の記載欄の筆跡については、受付時に確認を行い、筆跡が明らかに類似すると認められるものについては、保証意思の確認を行っていくように検討をしている。	△	市民病院	医事課	4403	533
273 意見 【納付誓約書(債務承認書)の取得】 納付相談の結果、分割納付の計画を定めることが出来なかった場合においても、納付誓約書(債務承認書)を取得することが望ましい。	納付誓約書が債務承認書も兼ねており、時効中断の効果があることから、分割納付の計画を定めることができなかった場合でも、納付誓約書を取得している。	○	市民病院	医事課	4403	533
274 指摘 【岐阜市債権管理調整会議へ提出するデータ】 岐阜市債権管理調整会議において、調定簿で管理している医業収益も含めて提出すべきである。	岐阜市債権管理調整会議に提出する債権額(未収金)には、調定簿で管理している医業未収金も含めて報告している。	○	市民病院	医事課	4403	533
275 意見 【弁護士法人への回収業務の委託—委託業務の範囲】 岐阜市民病院と弁護士法人との間の業務委託仕様書を作成するにあたり、回収業務の委託内容につき、訴訟提起等法的手続きを含めることが望ましい。	本市には訴訟案件に対応する弁護士等がおり、訴訟提起等法的手続きが行えるため、業務委託の中で少額訴訟提起案件(60万円未満)を抽出し、法的手続きを扱う部署(行政課)と協議し、今年度中に法的手続きについて検討を行う。	△	市民病院	医事課	4403	533
276 意見 【弁護士法人への回収業務の委託—回収業務委託の効用】 実際の運用においても、医事課において回収が困難と考えられる債権については、早期に弁護士法人へ回収委託を行うことが望ましい。	平成28年度回収業務からは、対象とする債権から、未収発生後1年を経過したものを撤廃した。今後も早期回収に向けて取り組む。	○	市民病院	医事課	4403	534
277 指摘 【弁護士法人への回収業務の委託—再委託】 回収業務を委託している弁護士法人に対し、再委託の契約にかかる書面の提出を求めるべきである。	今年度契約更新時に、委託業者から再委託の契約に係る書面の提出を求めて、提出させた。	○	市民病院	医事課	4403	534

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検討中 検討中のもの
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの		

278 意見 【弁護士法人への回収業務の委託—連帯保証人への請求】 弁護士法人に回収業務を委託するに際して、保証書の写しを提供するなど、連帯保証人の情報(氏名、住所、連絡先等)を提供することが望ましい。	基本的には、患者本人に対して未収の回収を行うため、回収するにあたり必要となる情報は患者本人に関する情報であるため、連帯保証人の情報は必ずしも提供を要する情報とは考えていない。しかしながら、事前に弁護士法人に連帯保証人の有無についての情報を提供している。患者本人からの回収が困難になり弁護士法人から詳細情報依頼があった場合は、情報提供を行っている。	○	市民病院	医事課	4403	534
279 指摘 【消滅時効の管理】 今後は、時効中断事由及び時期についても考慮し、時効管理を正確に行うべきである。	督促状を送付する際は、督促日を記録するなど、時効管理を正確に行っている。	○	市民病院	医事課	4403	534
280 指摘 【不納欠損処分の手続】 岐阜市民病院の財務に関する特例を定める規則第21条に基づき、債権放棄を行ったのちに不納欠損処分を行うべきである。	債権放棄を行った後に不納欠損処分を行うことについては、債権管理調整会議と調整し、関係部署(私債権所管課)と検討をしている。	△	市民病院	医事課	4403	534
281 意見 【補論(健康保険法第74条第2項及び国民健康保険法第42条第2項)】 催告や督促を実施しても回収できていない診療報酬、特に、弁護士法人に委託しても回収できていない診療報酬は、「善良な管理者と同一の注意をもってその支払をうけることに努めたにもかかわらず、…支払わないとき」に該当するのであるから、医事課は、保険者(岐阜市等)に対して、滞納処分を請求することが望ましい。	保険者に対して、当該規定による保険者の処分を請求するには、当院が善良な管理者と同一の注意(善管注意義務)をもって被保険者から一部負担金の支払の受領に努めたことを証明しなければならないこととなっている。今後、保険者と当院が善管注意義務を果たした事を証明する具体的な方法について協議を行う。	△	市民病院	医事課	4403	534

第9 中央卸売市場(電気料・水道使用料)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
282 意見 【水道使用料の分類】 岐阜市中央卸売市場業務条例及び同施行規則において、施設使用料の一覧から水道使用料を外すことが望ましい。	市場内でくみ上げた地下水であり、条例にある通り、施設の一つと考えている。	×	農林部	中央卸売市場	271-1341	534
283 指摘 【保証金の定め—業務条例の改正】 保証金が担保としての機能を果たすように業務条例を改正すべきである。	業務条例施行規則第38条の改定を行った。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	535
284 指摘 【保証金の定め—保証金額の決定】 業務条例施行規則第38条において、「その額が30万円以上の場合、市長が別に定める。」と規定している以上、早急に保証金の額を定めるべきである。	業務条例施行規則第38条の改定を行った。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	535
285 指摘 【消滅時効の管理—起算点】 納期限の翌日または督促状の送達日の翌日を起算点として、消滅時効の管理をすべきである。	納期限の翌日または督促状の送達日の翌日を起算点として、消滅時効の管理を行っている。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	535
286 意見 【消滅時効の管理—時効期間】 電気料について、消滅時効期間を5年(商法第522条)と主張されることを念頭に、回収措置を図り、消滅時効の管理をすることが望ましい。	電気料の消滅時効期間が5年であることを念頭に、早期の回収を図っていく。	○	農林部	中央卸売市場	271-1341	535
287 指摘 【消滅時効と不納欠損処分】 決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を岐阜市中央卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則に沿うよう改正するとともに、消滅時効との関係では、債権放棄した債権、時効の援用により時効消滅した債権について不納欠損処分すべきである。	債権放棄を行った後に不納欠損処分を行うことについては、債権管理調整会議等で関係部署(私債権所管課)と検討をしていく。その後、必要に応じて、決裁文書「中央卸売市場の債権に対する対応」を改正する。	△	農林部	中央卸売市場	271-1341	535

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第10 土地建物貸付収入・使用損害金・弁償金(管財課分)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
288 指摘 【賃貸借契約の解除一滞納がある賃借人に対する賃貸借契約の解除】 滞納賃料の支払額の増加が見込まれない場合には、賃貸借契約を解除して明渡しを求めべきである。	現在、未収金が増加することは無い状況であるが、状況により訴訟等の法的対応を実施する。	○	行政部	管財課	3168	535
289 意見 【賃貸借契約の解除一賃貸借契約解除の基準設定】 契約の解除について運用の統一を図るとともに、解除の適否判断を容易にするために、契約解除の基準を設けることが望ましい。	当課での貸付は、本市の施策への協力により契約に至るなど、通常の収益目的での普通財産の貸付とは、経緯が異なるものがほとんどであることから、個別の事情を鑑みて判断していくことが最善であるため、基準を作成しない。	×	行政部	管財課	3168	535
290 意見 【分納誓約書の取得】 債務者に納付計画を立てさせ、当該計画に従い納付する旨の分納誓約書を取得することが望ましい。	誓約書の提出を検討中である。	△	行政部	管財課	3168	535
291 指摘 【連帯保証人に対する請求】 例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである。	未納者の連帯保証人に対しても履行請求を実施することとした。	○	行政部	管財課	3168	536
292 指摘 【延滞金(遅延損害金)の定め】 岐阜市公有財産規則第37条第2項に従い、賃貸借契約書の延滞金(遅延損害金)の条項を、年5%に変更すべきである。	契約条項の修正を順次対応中である。	○	行政部	管財課	3168	536
293 指摘 【延滞金(遅延損害金)の請求】 延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである。	延滞金が発生する者については、適宜対応していく。	○	行政部	管財課	3168	536
294 指摘 【土地貸付整理簿、建物貸付整理簿】 岐阜市公有財産規則に従い、土地貸付整理簿、建物貸付整理簿を作成保管すべきである。	貸付整理簿の作成が完了している。	○	行政部	管財課	3168	536
295 意見 【弁償金に関する時効中断の措置】 分納誓約書又は債務承認書を提出させて、時効中断を記録化しておくことが望ましい。	毎月一部納付させることで、時効の中断を図っている。	○	行政部	管財課	3168	536

第11 土地貸付収入(住宅課分)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
296 指摘 【滞納事案における債権回収の工夫】 賃借人との賃貸借契約を解除して明渡しを求めるともあろうる旨の文書通告をし、滞納解消を促すことを検討すべきである。	文書通告の記載内容を変更することとした。	○	まちづくり推進部	住宅課	2671	536
297 指摘 【連帯保証人に対する請求】 例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである。	連帯保証人への請求を行うこととした。	○	まちづくり推進部	住宅課	2671	536
298 指摘 【延滞金(遅延損害金)の請求】 延滞金が発生している以上、その徴収は義務であり、延滞金を減免する事由がなければ、延滞金を請求すべきである。	延滞金の請求を行うこととした。	○	まちづくり推進部	住宅課	2671	536

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第12 公営住宅使用弁償金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
299 指摘 【債権の発生時期】 岐阜市住宅管理条例第10条の規定を同条例第21条と整合するように改正すべきである。	条例改正について議会へ上程する。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	537
300 意見 【公営住宅使用弁償金の金額】 家賃同額ではなく、近傍同種の家賃の額の2倍相当額までの範囲で高額な弁償金を徴収することを検討することが望ましい。 【改善報告】	近傍同種家賃額の弁償金を徴収している。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	537

第13 市営住宅退去修繕料

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
301 意見 【催告の工夫】 文書だけでなく、併せて電話での催告を利用したり、あるいは、弁護士代理による請求を利用したりするなど、回収に向けて工夫することが望ましい。	電話での催告を行うこととした。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	537
302 指摘 【連帯保証人に対する請求】 連帯保証の効力は、修繕料支払義務にも当然及ぶものと考えられるところ、例外事由がない限り、地方自治法施行令第171条の2第1号に基づき、連帯保証人に対して履行を請求すべきである。	連帯保証人への請求を行うこととした。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	537
303 意見 【徴収停止】 債権の回収に向けた措置を講じることが困難な事情がある場合には、徴収停止措置を講じることが望ましい。	全庁的な徴収停止の取扱いに倣い措置を講じる。	○	まちづくり推進部	住宅課	2672	537

第14 放課後児童クラブ事業実費負担額(学童保育料)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
304 指摘 【督促の方式】 督促には、時効中断の絶対効等、その後の催告と異なる効果があることから、明確性の見地より、書面に「督促状」という文言を用いるべきである。	行政課に督促状としての要件を満たす内容の書面となっているか確認をとり、「督促状」に改めて送付した。	○	教育委員会	青少年教育課	6346	537
305 指摘 【催告文書の記載】 「放課後児童クラブ事業実費負担額未納のお知らせ」と題する書面中の、「納付書の納付期限が過ぎていますが、延滞金は発生しませんので、そのまま納めて下さい。」との注意書きは削除すべきである。	書面中の注意書きを削除して送付した。	○	教育委員会	青少年教育課	6346	537
306 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	納税課で使用している様式を準用し、納税課の助言を受けて今年度中に整備する。	△	教育委員会	青少年教育課	6346	538
307 意見 【分納誓約書または債務承認書の取得】 納付相談の結果、分割弁済をすることになった場合には、分納誓約書を取得することが望ましい。分納誓約に至らなかった場合でも、債務承認書を取得することが望ましい。	納税課で使用している様式を準用し、納税課の助言を受けて今年度中に整備する。	△	教育委員会	青少年教育課	6346	538
308 指摘 【消滅時効の管理－起算点】 督促状により督促した上で、督促状到達の翌日から再度時効期間が進行するものとして管理すべきである。	督促状により通知することとし、時効の進行管理を法律に則って行う。	○	教育委員会	青少年教育課	6346	538
309 意見 【消滅時効の管理－時効期間】 滞納者から2年による時効消滅を主張される可能性を念頭に置いて、時効管理を行うことが望ましい。	今までどおり10年を消滅時効として取り扱っていく。 民法改正による消滅時効を念頭に、必要に応じて市の顧問弁護士に相談し対応していく。	○	教育委員会	青少年教育課	6346	538

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第15の1 第三者行為求償金(国保・年金課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
310 指摘 【請求書に記載されている過失割合】 「第三者行為による損害賠償金の請求について」という書式に合わせて、総支給額と相手方保険会社に請求する金額から過失割合(相手方保険会社と合意した過失割合と異なる数値である。)を算出して、請求書に記載することはやめるべきである。	請求書に記載していない。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	538
311 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	納付相談の様式を作成した。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	538
312 意見 【分納誓約書の記載事項-期限の利益喪失条項】 分納誓約書に期限の利益喪失条項を入れることが望ましい。	分納誓約書を作成する予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	538
313 意見 【分納誓約書の記載事項-同意条項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	分納誓約書を作成する予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	538
314 指摘 【法的手続による請求】 加害者に直接請求しなければいけない事案で、請求に応じない案件は、求償金額によっては、例外事由のない限り、支払督促のほか、訴訟、強制執行の実施を検討すべきである。	事案によって検討する。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	539
315 指摘 【官報情報の共有と活用】 官報公告を確認している納税課から官報情報の提供を受けて、債権の申出をすべきである。国民健康保険料の担当者が、納税課から情報提供を受けているのであるから、国保・年金課において共有すべきである。	情報を共有している。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	539
316 指摘 【国税徴収法による調査情報①】 国税徴収法第141条等に基づく調査結果については、課内で取り決めをして、強制徴収公債権の担当者(国民健康保険料等の担当者)しか見ることができないようにすべきである。	第三者行為の担当者は見ることができない状態になっている。	○	市民生活部	国保・年金課	2264	539
317 指摘 【国税徴収法による調査情報②】 私債権の滞納者から国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用について、同意書を取得すべきである。	現在作成中の納付誓約書に税務情報等の目的外利用について同意を得る旨の条項をいれる予定である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	539
318 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	全庁的な債権情報の共有について検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	539
319 意見 【徴収停止】 滞納者が催告に応じず、訴訟等の法的手続が費用対効果に合わない場合、徴収停止の措置を取ることが望ましい。	どのような場合に徴収停止措置をとるか検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	539
320 意見 【債権放棄】 債務者が生活困窮状態にある状態や失踪状態などが認定できるのであれば、放棄を検討することが望ましい。	どのような場合に債権放棄するか検討中である。	△	市民生活部	国保・年金課	2264	540

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第15の2 第三者行為求償金(介護保険課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
321 意見 【第三者行為求償事案の発見】 介護認定係(14人)が、主治医意見書を精査する時に、交通事故や損害賠償等というキーワードがあれば、その案件について、給付係に連絡してもらうようにして、チェック体制を整えることが望ましい。 【改善報告】	平成28年1月、介護認定係に対し、①主治医意見書の記載内容の確認及び②要介護認定申請時における第三者行為の有無の聞き取りを依頼。事案発見時には給付係に連絡してもらうようにし、チェック体制を整えた。	○	福祉部	介護保険課	2463	540
322 指摘 【国保連との協議】 交渉経過や回収予定額等を含めて、送金通知前に、国民健康保険団体連合会に確認し、示談成立時点での介護給付額を基準とした求償額と、症状固定時点での介護給付額を基準とした求償額との差額を把握すべきである。	他都市の事例を参考として、検討していく。	△	福祉部	介護保険課	2463	540
323 指摘 【国保連との協議】 加害者保険会社が示談成立時点での介護給付額を基準とすることについて同意しない場合で金額の差異が大きい場合や、私病の範囲などについて大きな争いがある場合、介護保険課は、国民健康保険団体連合会と協議し、場合によっては、委託を解除して、訴訟提起などの法的措置を取ることが検討すべきである。	他都市の事例を参考として、検討していく。	△	福祉部	介護保険課	2463	540
324 意見 【国保連との協議】 第三者行為求償債権の回収金額について、加害者保険会社と最終的に示談する前に、協議をすることができる規約にするよう、岐阜県国民健康保険団体連合会と交渉することが望ましい。	他都市の事例を参考として、検討していく。	△	福祉部	介護保険課	2463	540
325 指摘 【国税徴収法による調査情報】 今後、加害者と直接交渉する事例に備えて、加害者が被保険者である場合は、調査結果については、課内で取り決めをして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにするが、私債権(第三者行為求償事務)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等について、同意書を徴求するよう、同意書の書式を整えるべきである。	他都市の事例を参考として、検討していく。	△	福祉部	介護保険課	2463	541
326 指摘 【給付免責】 示談書及び示談金額の提示書(計算書)をもとに、給付免責を実施すべきである。	他都市の事例を参考として検討していく。	△	福祉部	介護保険課	2463	541
327 指摘 【債権管理簿】 委託している案件について把握し、進捗状況等について、岐阜県国民健康保険団体連合会に確認するためにも、債権管理台帳を作成すべきである。 【改善報告】	【改善報告】 平成28年12月より、エクセルファイルによる債権管理簿を用いて、年度毎の委託件数・完了件数・繰越件数・収納額を管理している。	○	福祉部	介護保険課	2463	541

第15の3 第三者行為求償金(福祉医療課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
328 指摘 【債権の根拠規定】 岐阜市福祉医療費助成に関する条例第12条に基づく求償事務ではなく、「弁済者の代位」(民法第422条類推)など、民法上の規定を根拠として捉え、事務を行うべきである。	既に、当該債権に関する根拠を民法の規定を根拠として事務を行っている。	○	福祉部	福祉医療課	2142	541
329 意見 【納付相談記録】 納付相談記録の書式(添付資料を求める形など)を作成して、用いることが望ましい。	納付相談記録の書式の使用事案はこれまでないが、今後に備えて、納税課等で使用している記録書式を参考にし書式を整備済である。	○	福祉部	福祉医療課	2142	541

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

330 意見 【分納誓約書の記載事項-期限の利益喪失条項】 分納誓約書に期限の利益喪失条項を入れることが望ましい。	分納誓約書の使用事案はこれまでないが、今後に備えて、従来の様式を踏まえて、分納誓約書を整備し、その文面の中に期限の利益喪失条項を組み入れるよう、検討中である。	△	福祉部	福祉医療課	2142	541
331 意見 【分納誓約書の記載事項-同意条項】 分納誓約書に、税務情報を含む滞納者情報の取得や目的外利用についての同意条項を入れることが望ましい。	分納誓約書の使用事案はこれまでないが、今後に備えて、従来の様式を踏まえて、分納誓約書を整備し、その文面の中に当該同意条項を組み入れるよう、検討中である。	△	福祉部	福祉医療課	2142	541
332 指摘 【官報情報の共有と活用】 官報公告を確認している納税課から官報情報の提供を受けて、債権の申出をすべきである。	既に、納税課から官報情報の提供を受けている。債権の申出をするような事案はこれまでないが、今後の債権の申出を行うのが妥当である事案が発生した場合に備えて、国保・年金課や介護保険課の事案を参考にしながら、福祉医療課の業務にマッチした債権の申出のやり方で進めていく。	○	福祉部	福祉医療課	2142	542
333 意見 【訴訟、強制執行のための情報共有】 滞納者に対して、岐阜市が、他に非強制徴収公債権や私債権を有しており、その合計額が少なくない場合は、他の非強制徴収公債権や私債権の担当部門と連携して、訴訟や強制執行等の法的措置を検討することが望ましい。そのためには、滞納者に対する納付誓約書に、税務情報等の情報を目的外利用することの同意条項を入れるなどして、岐阜市役所内で、滞納者の情報を共有することができる状態としておくことが望ましい。	滞納者に対する納付誓約書について、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式を検討中である。なお、全庁的に滞納者の情報共有を行うことが可能にする環境整備については、全庁的な課題になるため、庁内で実施されている関係のある研修会等に参加し、関係各課と足並みを揃えて対応を検討していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	542
334 指摘 【国税徴収法による調査情報】 国税徴収法第141条に基づく調査を実施する場合に備えて、調査結果については、別書式にして、強制徴収公債権の担当者しか見ることができないようにするか、私債権(第三者行為求償事務)の滞納者から、国税徴収法に基づく調査結果を含む税務情報等の目的外利用等について、同意書を徴収すべきである。	課内には福祉総合システムと後期高齢システムが設置されているが、アカウント管理により、担当者以外がシステムを見ることはできないように環境整備がなされており、実際には調査結果を見ることはないが、当該調査結果については、別書式にして担当者のみの閲覧するといった環境の強化を進める。また、既に、滞納者に対する納付誓約書については、税務情報等の情報に関する利用同意の条項が組み込まれた様式が整備済である。	△	福祉部	福祉医療課	2142	542
335 意見 【国民健康保険法第64条の第三者行為求償事務との共同】 国保・年金課における損保会社のOBなど、第三者行為求償事務に精通している担当者が、両債権の求償事務を担当する方が望ましい。	福祉医療における第三者行為求償事務について、損保会社のOBなどの専門の担当者を配置している国保・年金課と事務処理の在り方について協議していく。	△	福祉部	福祉医療課	2142	542

第16 レンタサイクルに基づく損害賠償金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
336 意見 【使用料との性質の違い】 今後は債権の性質を正確に把握した上で適切に管理することが望ましい。 【改善報告】	レンタサイクル破損等の損害賠償請求権については、条例で定められているレンタサイクル利用料のような公債権ではなく、私債権であるので、時効期間等、私債権として適切に管理する。	○	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	542
337 意見 【徴収停止】 徴収停止の基準を定めた上、徴収停止を活用することが望ましい。	岐阜市債権管理調整会議事務局(所管課:納税課)にて、全庁的な徴収停止実施基準を策定する予定である。全庁的な対応に合わせ、都市建設部も対応していく。	△	都市建設部	歴史まちづくり課	2866	542

第17 不法占用に基づく占用料相当額の不当利得返還金・損害賠償金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
338 指摘 【情報収集と調査検討】 現在所持する不法占用物件一覧を前提に、請求額を検討する対象物件を選定し、その上で、事務コスト等を考えて当該債権を行使すべきか否かを検討していくべきである。	指摘を踏まえ、例示された物件(2件・通路橋)について対応を検討するため再調査したところ、当該物件はいずれもかつて市が設置した覆蓋水路であり、債権を行使する対象とはならないことが判明した。 なお、大半の物件は債権としての占用料相当額が請求コストに見合わないため、指導を中心とした対応にならざるを得ないと考えているが、規模が大きい物件を発見した場合は、特に注視して調査を行うなどの状況把握に努めます。	○	基盤整備部	土木管理課	2627	543



包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

第18 畜苑の雑入(返還金及び弁償金)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
339 指摘 【戻入・調定手続における納期限の定め】 戻入、調定いずれの手続においても、納期限が定められていないが、地方自治法施行令第159条で、戻入は「収入の例による」とされており、岐阜市会計規則第32条第2項による別の定めもないと考えられることから、戻入手続の段階で、20日以内に納期限を定めるべきである。	納期限を定めた納入通知書兼領収書を平成29年7月19日付で発送した。	○	自然共生部	畜苑	245-0228	543
340 指摘 【督促状による督促】 督促は、納期限を定めた督促状を発付することにより行うべきである。	納期限内に納付がなされない場合、督促状を発送する予定である。	○	自然共生部	畜苑	245-0228	543
341 意見 【徴収停止】 いかなる場合に徴収停止措置を講じることが可能となるかという要件を明確にし、措置を講じる体制を構築しておくことが望ましい。	納税課にて全庁的な徴収停止基準を策定予定であり、それに従い事務を進める予定である。	△	自然共生部	畜苑	245-0228	543

第19 臨時福祉給付金返還金

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
342 指摘 【戻入・調定手続における納期限の定め】 戻入、調定いずれの手続においても、納期限が定められていないが、地方自治法施行令第159条で、戻入は「収入の例による」とされており、岐阜市会計規則第32条第2項による別の定めもないと考えられることから、戻入手続の段階で、20日以内に納期限を定めるべきである。	今後は、納期限を20日以内に定めることとした。	○	福祉部	福祉政策課	2719	543
343 指摘 【督促状による督促】 明確性の見地より、督促は、納期限を定めた督促状を発付することにより行うべきである。	今後は、督促状に納期限を定めることとした。	○	福祉部	福祉政策課	2719	543
344 指摘 【回収に向けた措置】 本件返還金は、1件あたりの金額は大きいものではないが、件数が多いため、担当課内にて、早急に内部規程を作成するなどして、返還金の返還にかかる適切な回収事務の取扱を策定し、実行に移すべきである。	臨時福祉給付金における返還金の回収事務の取扱を作成した。今後は適切な回収事務に努める。	○	福祉部	福祉政策課	2719	544

第20 成年後見手数料事務処理費用(高齢福祉課)

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
345 意見 【徴収停止】 回収措置の結果如何では、徴収停止手続をとることを検討することが望ましい。	岐阜市債権管理調整会議にて、徴収停止実施基準を策定する予定。全庁的な方針に合わせて対応していく。	△	福祉部	高齢福祉課	2134	544

第6章 岐阜市債権管理調整会議

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
346 指摘 【岐阜市の債権の把握】 市の債権を適正に管理する前提として、市の債権に関する事務の状況を的確に把握することが必要である。更にその前提として、「市の債権」として具体的にどのようなものが存在するかを把握しておくべきである。	今回の監査を通じて市の債権の全様を把握した。今後は、債権管理調整会議担当課に含めるか否かを判断の上、該当する債権については回収状況について把握していく。	○	財政部	税制課、納税課	3258	544

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法				
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入				
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの				
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの				
		×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの				

347 意見 【担当課及び取扱債権以外の未収金の存在】 今後は、毎年度、決算における未収金取扱部署がないかを確認するなどして実態を把握し、必要性を判断の上で、調整会議担当課に含めるか否かを検討することが望ましい。	平成29年度第1回調整会議では、岐阜薬科大学、岐阜女子短期大学について参加を依頼した。他の債権については必要性を検討し、債権管理調整会議担当課に含めるか否か必要に応じて検討を行っていく。	○	財政部	税制課、納税課	3258	544
348 指摘 【産業廃棄物処理手数料(環境事業課)】 過去5年度全く未収のない産業廃棄物処理手数料については、取扱債権から削除すべきである。	平成29年度第1回債権管理調整会議から対象債権から除外した。	○	財政部	税制課、納税課	3258	544
349 指摘 【取扱債権の分類】 債権の分類により、債権管理方法に違いが生じるため、その分類を誤ることは影響が大きい。会議において、取扱債権は正確に分類すべきである。	平成29年度第1回債権回収調整会議においては分類を改めた。	○	財政部	税制課、納税課	3258	544
350 意見 【データの課題点】 全担当課において、統一的な基準のもとにデータが集積されるように、事務局にて、担当課に対し、データ集積方法を具体的に指示することが望ましい。	平成29年度第1回債権管理調整会議の報告資料から集計金額については1円単位で報告するよう指示を行った。	○	財政部	税制課、納税課	3258	544
351 意見 【会議及び検討部会の開催状況及び議事内容】 債権に関する事務に関し実質的な議論をするために、検討部会を積極的に開催し、議論内容も債権放棄だけでなく、債権回収の強化も含めて、もっと活発に利用することが望ましい。 【改善報告】	平成28年度は第1回検討部会において徴収に関する課題の集約を行い、多くの課が課題となっていた折衝について、研修会として接遇研修の実施を行った。また、第2回の検討部会では、回収強化に向けた事例報告を行った。	○	財政部	税制課、納税課	3258	545
352 指摘 【議事録の作成】 すべての会議・検討部会において、会議録を作成し、残しておくべきである。	平成28年度の債権管理調整会議及び検討部会についてはすべての会議について議事録を作成した。また、平成29年度についても第1回債権管理調整会議についても議事録を作成した。	○	財政部	税制課、納税課	3258	545
353 指摘 【督促手数料及び延滞金の徴収状況の検証】 本債権と同様に、それに付随する督促手数料及び延滞金の徴収実績を確認すべく、担当課よりデータを集積し、その上で、担当課において、督促手数料及び延滞金徴収事務が適正になされているかを確認すべきである。	債権の種類によって管理を行っているシステムが異なるため、集約の可否及び、集約方法について調査を行い、実施に向けて検討を行う。	△	財政部	税制課、納税課	3258	545
354 指摘 【消滅時効管理の適正化に向けた取り組み】 時効の起算点等、時効にかかる概念を整理の上(①時効の当初起算点、②時効の中断事由・時期(督促、債務承認、一部弁済など)、③時効期間(解釈による部分も含む))、担当課に対して、正確な情報を提供し、正確な情報による債権管理を徹底させるべきである。	平成29年度に事務手順の基本を取りまとめた基本方針の策定を検討中であり、時効の起算点、中断事由、期間について記載する予定である。	△	財政部	税制課、納税課	3258	545
355 指摘 【事務手続根拠の情報提供・共有及び管理の適正化に向けた取り組み】 担当課に対し、岐阜市債権取扱規則の規定(督促状や債権管理簿の様式等)や地方自治法施行令の規定など、岐阜市の債権に関する事務手続根拠について、正しい情報を提供・共有し、担当課に事務根拠の遵守を徹底させるべきである。	平成29年度に事務手順の基本を取りまとめた基本方針を策定し、担当課に周知を行う。	△	財政部	税制課、納税課	3258	545
356 意見 【研修】 担当職員は交替するということを念頭に置き、今後は、毎年度、できれば年度初期の段階で、公債権に縛られることのない研修を実施することが望ましい。 【改善報告】	債権の種類にかかわらず、課題となっている滞納者との折衝方法について、研修会を実施し、今後も定期的に開催する。	○	財政部	税制課、納税課	3258	545

終章 課題と提言

指摘及び意見	措置状況(平成29年7月末)	結果欄	部	課	内線等	本編頁
357 指摘 【岐阜市債権管理条例の見直し(根拠)】 本監査を契機として、岐阜市債権管理条例の見直しを検討すべきである。仮に、岐阜市において債権管理条例の見直しをしないという判断をするのであれば、岐阜市債権取扱規則等、岐阜市の債権に関する事務根拠一切を統一的に整理した上で、現場が混乱なく根拠を的確に適用し、適正に実施することに責任を持つべきである。	債権管理調整会議 指摘事項 354と同様 平成29年度に事務手順の基本を取りまとめた基本方針の策定を検討中であり、時効の起算点、中断事由、期間について記載する予定である。	△	財政部	岐阜市(税制課)	3208	546

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提出日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検 討 中 の も の

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

358 指摘 【事務手続根拠・基準の明確化(根拠)－私債権における督促状の発付時期】 私債権の督促は、回収措置の前提となり、また、時効中断の効力が生じる(地方自治法第236条第4項)という点でも、極めて重要な事務であり、条例等の事務根拠にて、督促状の発付時期を明確にすべきである。公債権にかかる市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例第2条「納期限後20日以内」参照。	債権管理調整会議 指摘事項 354と同様 平成29年度に事務手順の基本を取りまとめた基本方針の策定を検討中であり、時効の起算点、中断事由、期間について記載する予定である。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	546
359 指摘 【事務手続根拠・基準の明確化(根拠)－強制執行等】 地方自治法施行令第171条の2(強制執行等)規定の「相当の期間を経過してもなお履行されないとき」という要件につき、根拠にて、「相当の期間」を明確にすべきである。「その他特別の事情があると認める場合」についても、内規等にて、具体的事由を例示するなどして該当する場合を明確にすべきである。	強制執行には債務名義の取得が必要であるが、まず、比較的簡易な手続きで債務名義の取得可能な支払督促について具体的な期間を明確にすることを検討している。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	546
360 意見 【事務手続根拠・基準の明確化(根拠)－強制執行等】 強制執行等の手続利用の促進という観点からは、少なくとも、一定の手段については、条例等の事務根拠にて、地方自治法第180条第1項の専決処分として定めることを検討することが望ましい。	専決事項の見直しについては、議会との調整も必要であるため、関係部署と協議のうえ、検討を行う。また、議決を必要としない支払督促については、基準を設け、手続利用の促進を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	546
361 意見 【事務処理の根拠・基準の明確化(根拠)－徴収停止】 条例等の事務根拠にて、徴収停止の規定の要件を明確にし、措置を利用できるようにすることが望ましい。	他都市の状況を調査し、基準を設ける予定である。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	546
362 意見 【事務処理の根拠・基準の明確化(根拠)－徴収停止】 徴収停止後の措置についても、条例等の事務根拠にて定めることが望ましい。具体的には、徴収停止取り止めの規定、あるいは、徴収停止が一定期間継続した場合に債権放棄を可能とする規定である。	他都市の状況を調査し、基準を設ける予定である。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	547
363 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－徴収(大前提)】 岐阜市の公債権を取り扱う全ての課が、自らの取扱債権が適用される条例等の根拠に則り、督促状を発付して、督促手数料及び延滞金を徴収することに責任を持つべきである。私債権も徴収義務根拠があれば同様である。	平成29年度に事務手順の基本を取りまとめた基本方針の策定を検討中であり、時効の起算点、中断事由、期間について記載する予定である。平成29年度に事務手順の基本を取りまとめた基本方針を策定し、担当課に周知を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	547
364 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－調定】 督促手数料及び延滞金については、一律、事後調定するのではなく、原則どおり調定することができるようになった時点で、調定すべきである。調定が可能な状況であるにもかかわらず、入金に至るまで調定をしないという事務を継続するのであれば、合理的な理由が必要である。少なくとも、岐阜市会計規則第33条の何号に該当するかを検討し、その結果を決裁資料に載せるなどして、事務の適正を担保すべきである。	督促手数料を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて検討を行う。延滞金を徴収している他課も含めて事後調定の要件について整理を行う。また、金額の把握については、各債権を管理しているシステムが異なるため、集計の可否を含めて検討を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	547
365 指摘 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－データの公表】 透明性の観点(岐阜市住民自治基本条例第5条、第6条、第8条第1項、同条第2項等参照)からも、少なくとも、毎年度、発生した督促手数料及び延滞金、違約金の金額、徴収状況のデータ等を集積した上、資料として作成し、市民に公表すべきである。	債権の種類によって管理を行っているシステムが異なるため、集約の可否及び、集約方法について調査を行い、実施に向けて検討を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	547
366 意見 【督促手数料及び延滞金、違約金(遅延損害金)の取扱い(全庁的な運用)－私債権の遅延損害金】 公債権との均衡、納期限までに納付する市民との公平の観点から、納期限遅れで督促状を発付しても納付をしない場合には、遅延損害金の徴収をすることを検討することが望ましい。	行政課と協議のうえ、他都市の状況調査を実施する。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	547
367 指摘 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 債務者情報の共有以前の問題として、債権にかかる事務執行において、担当職員が、まずはなすべき措置をとる(原則は回収)、そのために、必要な情報を取得するという意識を持つことを徹底させるべきである。	債権管理調整会議にて実施する。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	548

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

対 象	岐阜市の債権	結果欄の記載方法
監査実施年度	平成28年度	○、△、×のいずれかを記入
提 出 日(最新提出日)	平成29年7月31日	○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
監査委員公表日	平成29年9月29日	△:検 討 中 検討中のもの ×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

368 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 有効性、経済性、効率性の見地より、少なくとも、強制徴収公債権を担当する所管課間で、必要な情報を共有する体制を構築し、実施することが望ましい。	法解釈の整理、共有方法の検討等、課題が多いため、他課と協議を行い、実施に向けて検討を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	548
369 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 個人情報の取得を可能とすべく、同意による個人情報の取得を積極的に活用することであるとか、あるいは、債権管理条例において個人情報取得条項(地方税法第22条に規定する税務情報を除く。)を設けることなどの手法を検討することが望ましい。可見市における債権管理条例が参考になると思われる。	法解釈の整理、共有方法の検討等、課題が多いため、他課と協議を行い、実施に向けて検討を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	548
370 意見 【債務者情報の取得・共有化(全庁的な運用)】 有効性、経済性、効率性の見地より、岐阜市債権管理調整会議等において、情報取得方法のノウハウや、官報公告など誰でも取得可能な情報を共有できる体制を構築することが望ましい。	国保・年金課、介護保険課、福祉医療課については、官報掲載情報の共有を行っており、今後は全庁的確認できる提供方法について検討を行う。	△	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	548
371 意見 【徴収の工夫(回収のノウハウ共有、徴収の一元化、民間委託の活用)(全庁的な運用)】 岐阜市においては、産業廃棄物不法投棄弁償金の債権回収の事例があるが、回収に携わった職員を含めた事例検討会を実施するなど、庁内にある回収のノウハウを共有することが望ましい。また、債権回収の効果を上げるという意味でも、個々の職員の負担を減らすという意味でも、債権回収の一元化、あるいは、債権回収業務にかかる民間委託を積極的に検討することが望ましい。	平成29年度債権管理調整会議にて環境事業政策課から、事例発表がなされた。 また、民間委託については平成28年度第2回検討部会にて事例報告を行い、有効性、実施方法について情報共有を行った。	○	財政部	岐阜市 (税制課)	3208	548